

第4期市川市地域福祉計画

【平成30年度～平成35年度】

(素案)

平成30年3月



目 次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 地域福祉とは	2
3 地域福祉計画とは	3
4 市川市地域福祉計画の位置づけ	6
5 市川市地域福祉計画の特徴	7
6 計画期間	9
7 第4期地域福祉計画の策定体制と経緯	10
第2章 これまでの取組みの成果と課題	11
1 行政施策の進捗状況	11
2 地区別計画の進捗状況	12
3 アンケート調査から見た課題	13
4 主要課題	56
第3章 第3期計画の総括をふまえた今後の展開	59
第4章 第4期計画の基本的考え方	61
1 第4期計画の基本的考え方	61
2 基本目標	62
3 施策の展開	64
4 計画事業の選定にあたって	65
第5章 施策の展開	66
基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり	66
基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり	76
基本目標Ⅲ 安全とうるおいのあるまちづくり	84
基本目標Ⅳ 自立と生きがいづくり	89
基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり	97

第6章 計画の推進のために.....	106
1 地域福祉推進体制の充実	106
2 計画の進行管理	109
3 市川市社会福祉協議会との連携強化	110

地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

日本の戦後の社会福祉は昭和26年に制定された「社会福祉事業法」に基づき、行政による措置という形でサービスが提供されてきました。しかし、少子高齢化・経済状況のひっ迫、そして何より人々の福祉ニーズの多様化により、公的サービスだけでは対応できない状況となり、政府は社会福祉の基礎構造改革を行い、平成12年には同法が「社会福祉法」へと改正され、その中で、公的福祉のさらなる充実とともに「共助」といった地域福祉の概念が取り入れられました。

さらに、3・11の東日本大震災等に見られるように、地域住民による互助活動や災害時における地域での要援護者の支援活動の重要性が再認識されるようになりました。また、平常時においても、産業構造の変化の中での生活不安やコミュニティ機能の喪失等から、精神的不安・引きこもり・虐待・DV・高齢者の行方不明・ホームレス・孤立死・自殺等のさまざまな社会問題が起こっています。

個人や家庭の抱える複合的課題などへの包括的な支援を行っていくため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」が求められています。こうした中、地域共生社会の考え方方が社会福祉法にも位置付けられ、地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

本市では、平成13年度から福祉コミュニティの充実を図るため、地域ケアシステムの構築に取り組んできました。地域住民それが主役となり地域の活性化に向けた様々な活動によって、地域の支えあい助け合いは、確実に広がってきています。

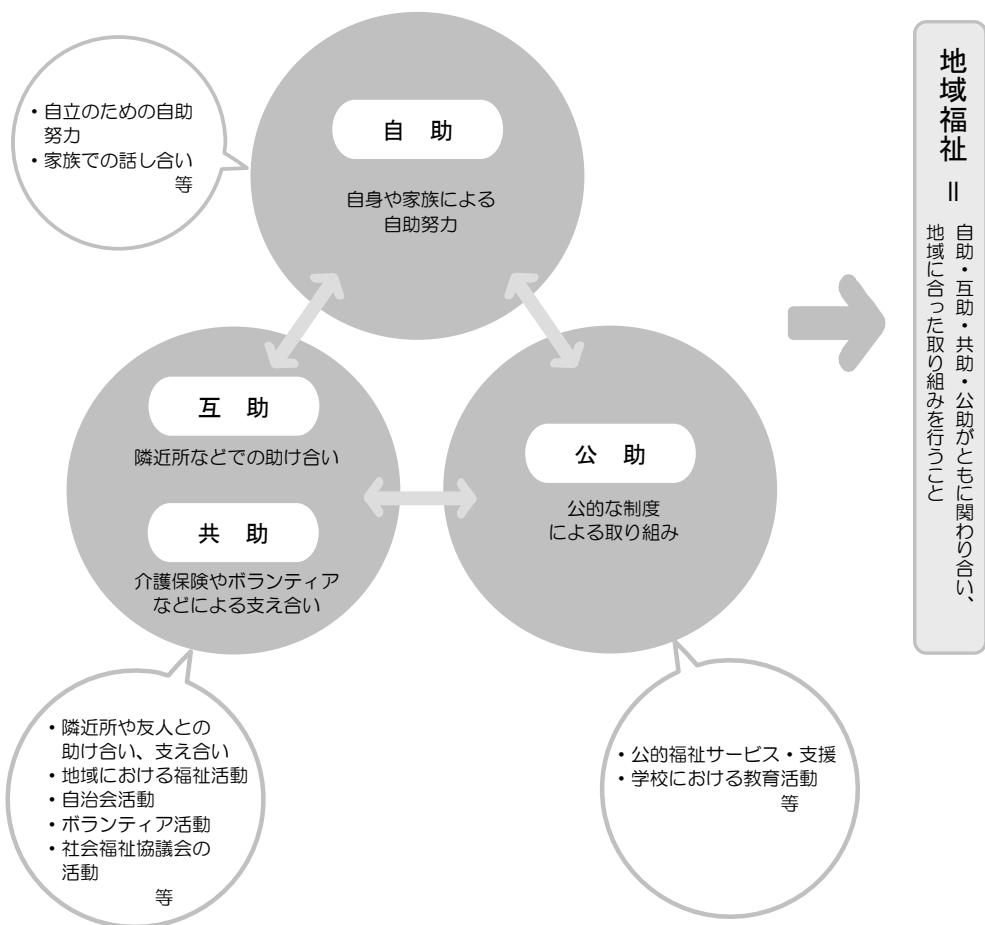
今後ますます加速する少子高齢化に対して、地域コミュニティの醸成や地域住民による支え合い体制を構築し、子どもから高齢者までの全ての市民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを実現するため、本市の社会環境の変化や福祉施策の課題等を踏まえ、これまでの地域福祉計画を見直し、新たに「第4期市川市地域福祉計画」を策定するものです。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、地域住民や福祉活動を展開する団体、事業者と行政が協働して地域の福祉課題の解決に取り組み、住民共通の願いである「だれもが安心して暮らし続けることのできる地域づくり」を進めることです。

地域福祉は、地域に住む一人ひとりが自立するための努力（自助）、地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動（互助・共助）、行政が責任をもつ公的福祉サービス・支援等の取り組み（公助）がそれぞれの役割を分担し、互いに連動しながら全体としてまとまった機能を発揮させることにより、はじめて実現することができます。

国の地域包括ケアシステムに係る資料においては、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の4区分で示されていますが、「互助」も「共助」も相互に支え合っているという観点で共通しており、一体性があると考えられるため、本計画では「互助・共助」として記載しています。



3 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は社会福祉法第 107 条に規定された法定計画であり、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として策定し、その内容を公表することが定められています。

本市には、人口の高齢化や少子化等の社会変化によりもたらされるさまざまな地域課題があります。その中では、高齢者や障害者、子ども等の福祉課題が主要な課題となっています。また、地域社会とつながりが薄い世帯等が増えつつあることについても、地域社会を維持し生活の秩序を保つための福祉課題として捉えています。それらの課題に対応するための仕組みを市民や団体と行政とが協働してつくりあげるとともに、市民が「サービスの受け手」にとどまらず、地域の課題の解決に主体的に参画し、よりよい地域社会に変えていくことを目指して地域福祉計画を策定してきました。

このような取組みを市内各地域の特性に即して進め、市民の誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる福祉のまちづくりを実現するため、平成 14 年度策定の「市川市地域福祉計画（基本計画）」では次のとおり基本理念を定めました。

市川市地域福祉計画の基本理念

「だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、
自らも参画し、安心して暮らすことのできるまちをつくる」



第4期市川市地域福祉計画においても、市川市地域福祉計画（基本計画）に掲げた基本理念の実現を目指し、これまでの取組みを引き続き発展させながら、地域福祉の推進を目指します。

また、第3期計画の策定以降、以下の概要のとおり、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進のための社会福祉法の改正、生活困窮者自立支援方策に係る厚生労働省社会・援護局長通知の発出がなされており、第4期計画の策定においては、これらをふまえた計画を策定します。

法改正、通知の概要

（1）社会福祉法の改正（平成29年6月2日公布）

ア. 市町村は、地域住民等・支援関係機関による地域生活課題の解決を包括的に支援する体制を整備するよう努めることとされた。（第106条の3関係）
＜具体的な事業の例示＞

- 地域活動への参加促進支援 ○地域活動拠点の整備
- 地域住民等に対する研修の実施 ○身近な相談支援体制の整備
- 地域生活課題解決のための支援関係機関の連携体制の整備

イ. 市町村地域福祉計画の記載事項が2項目追加された。（第107条関係）
○地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に
関し、共通して取り組むべき事項

- 第106条の3の包括的な支援体制の整備に関する事項

（2）厚生労働省社会・援護局長通知（平成26年3月27日付）

市町村地域福祉計画に、生活困窮者自立支援方策を盛り込むこととされた。

社会福祉法（一部抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - (3) 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要がある認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4 市川市地域福祉計画の位置づけ

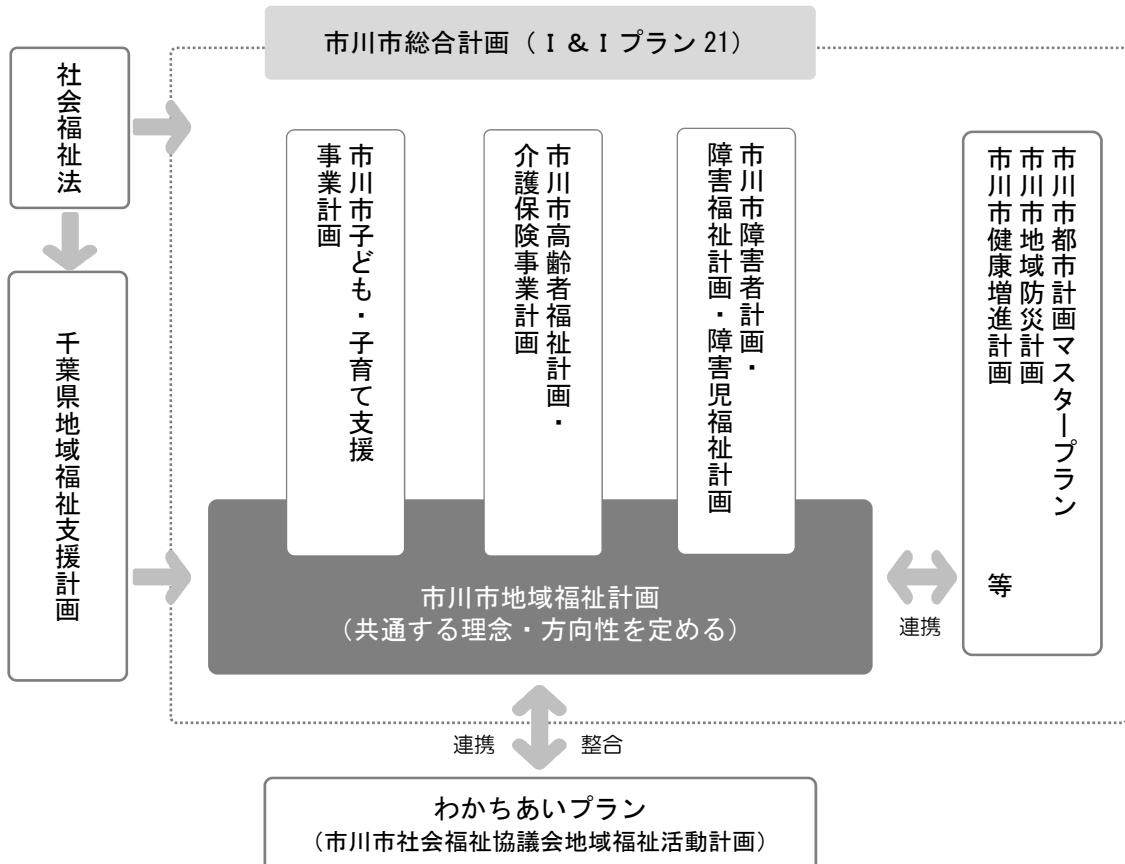
「第4期市川市地域福祉計画」は、市川市総合計画（Ⅰ＆Ⅰプラン21）における基本理念や基本目標、施策の方向を踏まえ、地域における福祉施策を総合的に推進するもので、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。

地域福祉を推進する上で、高齢者、障害者、子ども等、福祉に関する個別計画に共通する理念・方向性を定めるとともに、福祉分野横断的な施策を定める計画として機能することが期待されています。あわせて、「市川市都市計画マスターplan」「市川市地域防災計画」等、他の部門で策定された個別計画で捉えられている課題をも福祉の視点から横断的に捉えることができる計画です。

いずれの個別計画も「市川市総合計画（Ⅰ＆Ⅰプラン21）」の実現に向けた基本理念は一致していますので、本市の地域福祉向上のため、各計画と連携を図りながら本計画を推進していきます。

なお、個別計画が策定されている単独の分野に係る事業については、目標設定や進行管理等は当該個別計画に委ねることとします。

地域福祉計画と関連する諸計画の位置づけ



5 市川市地域福祉計画の特徴

地域福祉を推進するためには、「地域住民が主役」であることを基本とし、「自助」「互助・共助」「公助」の連携、協働のもと、地域課題の解決に向け、取り組みを進めしていくことが重要です。

本市では、地域福祉の推進役である地域住民の主体的な活動が地域福祉計画の一部を構成するものであることから、地域課題を把握し、解決に向けた検討を行う場として「地区推進会議」を設置しています。今期より、この「地区推進会議」を、これまで設定されていた3つの基幹福祉圏から、実際の地域活動の単位である小域福祉圏(14地区)に直接焦点を当てるものに変更することで、より地域特性を踏まえた検討を行い、本計画の推進へ反映されるよう、機能強化を図っています。

また、本計画は、市川市社会福祉協議会が策定した「わかちあいプラン（地域福祉活動計画）」及び、その中で地域が中心となって策定した地区別計画との連携のもと、小域福祉圏（14地区）ごとの地域課題を把握し、解決に向けた検討を行い、事業の展開に反映させていく、いわゆる「ボトムアップ」形式の計画として推進していきます。

本計画は、地域住民とともに地域課題の解決に向けた取り組みを行う仕組みを定めるとともに、福祉分野の各個別計画をつなぎ分野横断的な施策を一体的に進めることとしており、国が推進する「我が事・丸ごと」の考え方と合致するものとなっています。

コラム 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする公共性・公益性の高い民間の非営利の団体（社会福祉法人）です。地域社会において、保健や福祉に関する問題から地域におけるさまざまな生活課題に至るまでの諸問題の解決を、住民参加による自主的かつ主体的な福祉活動や行政との協働によって目指しています。

社会福祉協議会は全国すべての市区町村、都道府県ごとに設置されており、全国組織として全国社会福祉協議会があります。本市には、市川市社会福祉協議会が置かれています。

【社会福祉協議会と市との連携、関わりについて】

社会福祉協議会は民間の団体ですが、社会福祉法で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として規定されており、社会福祉協議会の役割は行政（市）の施策目標である住民参加による地域づくりと軌を一にしています。

このことを背景として、社会福祉協議会は行政から地域福祉の推進に関する事業を受託したり、補助金を受けて公益性のある多くの事業を行っています。加えて、社会福祉協議会は民間団体であるということを活かし、住民、NPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員*、自治会、地区社会福祉協議会、福祉施設等の各種団体や機関の参加と協力をもとに、行政との連携や調整を図りながら地域の課題を解決しようとする特徴を持っています。

コラム わかちあいプランとは

わかちあいプランは、市川市社会福祉協議会が地域福祉を推進するために策定する計画であり、各地区社会福祉協議会の活動を基盤として、すべての住民が生涯にわたり豊かに、自分らしく、そして、安心して暮らすことができる地域社会をつくるための計画です。本市の地域福祉計画が、地域福祉を推進する上での自助、互助・共助、公助の役割を明確化しているのに対して、わかちあいプランは、地域における新たな支え合いである互助・共助を基調にすえて住民自らが目標を定めています。

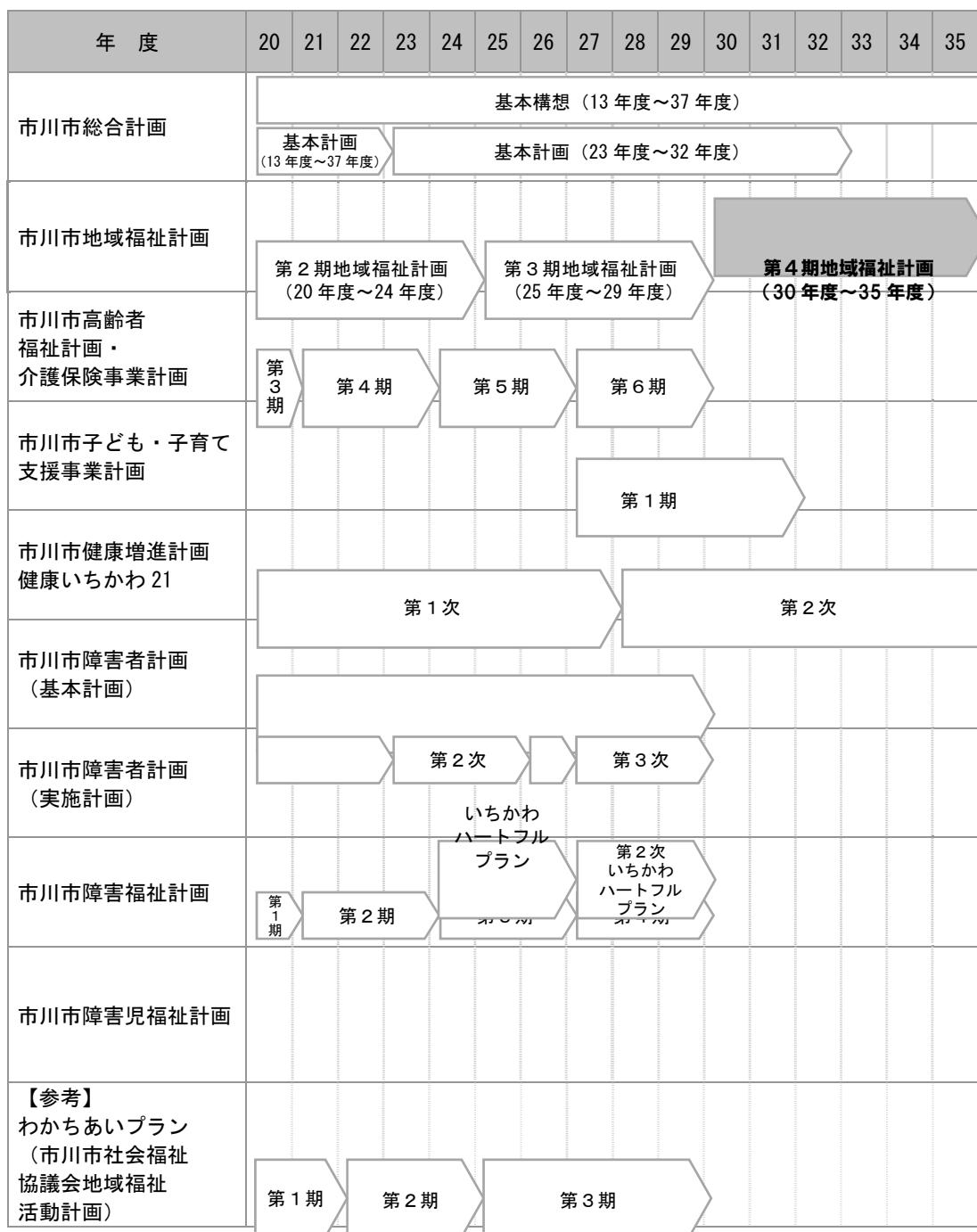
※資料編「4. わかちあいプランの概要」(●～●ページ) 参照

6

計画期間

第3期計画の総括をふまえた今後の展開（60ページ参照）を勘案し、第4期地域福祉計画の計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、平成32年度に後半3年間分について見直しを行います。

計画期間



(1) アンケート調査の実施

市民の視点から見た地域福祉に対する意識やニーズを把握・分析するとともに、そこから導き出される課題を整理しました。

(2) 地区推進会議

各地域で地域福祉活動をされている方の視点から、地域課題・必要な施策の検討を行いました。

(3) 社会福祉審議会（地域福祉専門分科会）

第4期地域福祉計画策定に関する市長の諮問を受け、社会福祉審議会委員のうち9人で構成する「地域福祉専門分科会」を設置し、第3期計画策定以降の法改正や国の通知、主要課題をふまえてまとめた計画骨子案について次のように審議し、計画原案の作成につなげました。

-
-
-

(4) パブリックコメントの実施**(5) 住民への説明（地域懇談会）****(6) 社会福祉審議会**

これまでの取組みの成果と課題

1 行政施策の進捗状況

作成中です。今後、記載いたします。

2 地区別計画の進捗状況

地区別計画における「課題」の進捗状況について、北部・中部・南部の3つの基幹福祉圏ごとに設置された「地区推進会議」で評価を行ってきました。

今期より、地区推進会議を小域福祉圏（14 地区）に直接焦点を当てるものに変更することに伴い、地域課題に関する進行管理・検証も、振り返りシート（108 ページ）をもとに、小域福祉圏（14 地区）ごとに行うこととします。

作成中です。今後、記載いたします。

3 アンケート調査から見た課題

※アンケートは、以下の5種類の調査を実施しました。

調査種別	項目	内容
1. 市民	抽出方法	市内在住の20歳以上65歳未満の方から無作為抽出
	有効回収数	316
2. 高齢者	抽出方法	市内在住の65歳以上の方から無作為抽出
	有効回収数	461
3. ボランティア団体 ・NPO法人	抽出方法	市民活動団体支援制度を利用している団体・法人
	有効回収数	59
4. 民生委員・児童委員	抽出方法	本市において民生委員・児童委員を務めている方
	有効回収数	435
5. 福祉委員	抽出方法	本市において福祉委員を務めている方
	有効回収数	565

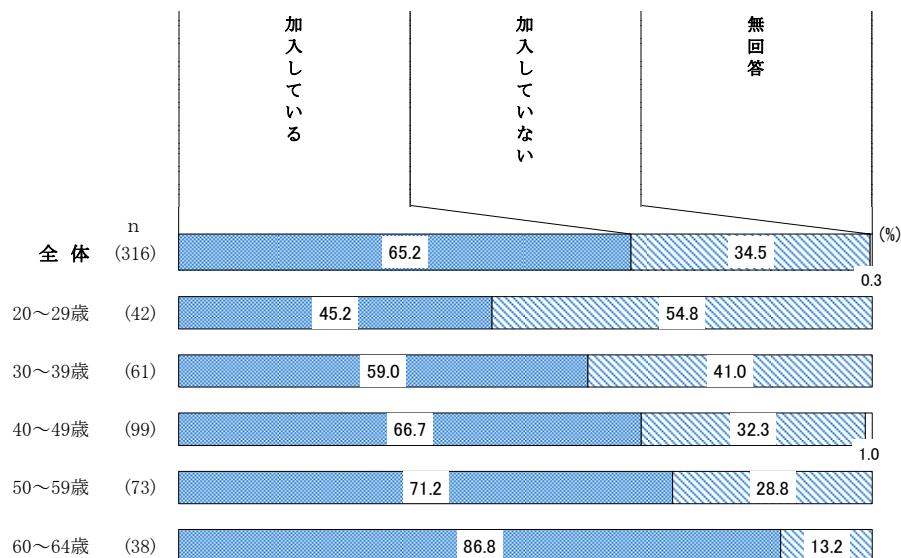
(1) 回答者の属性

① 自治（町）会の加入状況

「加入している」が、市民では65.2%、高齢では76.6%と、高齢者の加入率が高くなっています。

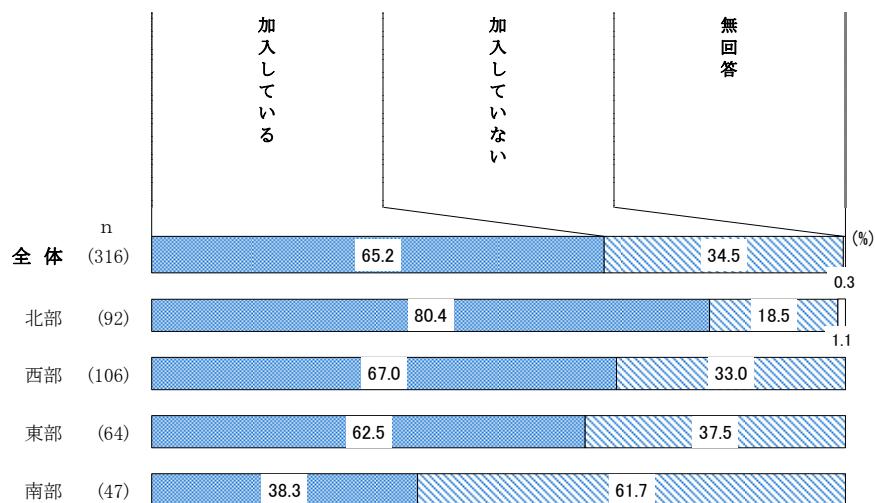
地区別でみると、市民では「加入している」が北部では80.4%であるのに対して、南部では38.3%と4割以下に留まっています。また、年齢別では、若年層ほど「加入している」が低くなる傾向があり、20～29歳では45.2%となっています。

年齢別の自治（町）会の加入状況（市民）



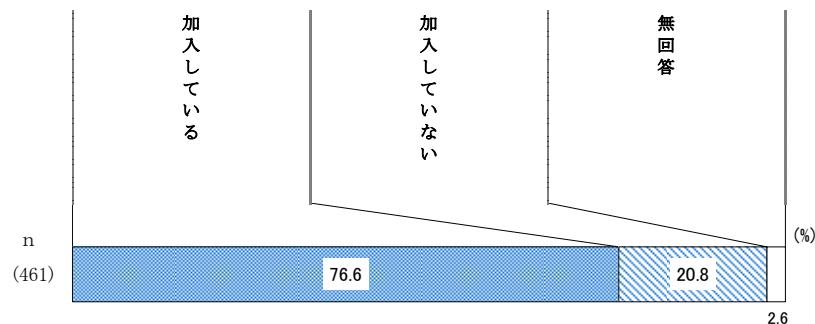
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

居住地区別の自治（町）会の加入状況（市民）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

自治会の加入状況（高齢者）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

【課題のまとめ】

地区によって加入率に大きな差があるうえ、若い世代の加入率も低くなっています。

支え合いの地域づくりにとって、自治（町）会は重要な役割を担っており、今後も、その活動内容の周知や必要性について、地域の住民に広く周知し、加入率の向上を図っていくことが重要です。

(2) 活動状況

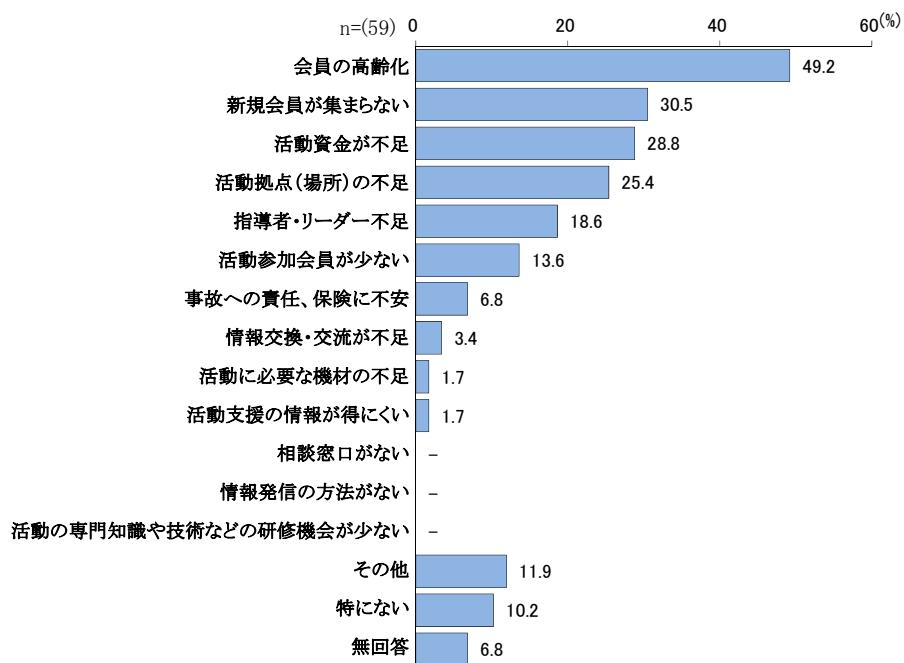
①現在困っていること

福祉関係者をみると、ボランティア団体・NPO法人では「会員の高齢化」が49.2%で最も多く、次いで「新規会員が集まらない」が30.5%、「活動資金が不足」が28.8%の順で続いています。

民生委員・児童委員では「相談に訪れた方や相談を希望されている方との関わり方が難しい（プライバシーにどこまで介入すればよいか、自立の必要性を理解してくれないなど）」が46.7%で最も多く、次いで「個人情報の保護により行政から活動に必要な情報が得られない」が40.9%となっています。

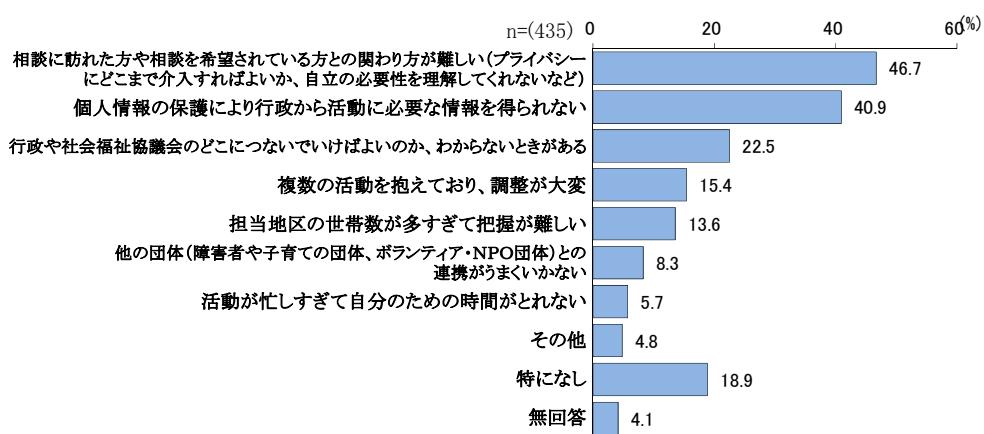
福祉委員では「相談に訪れた方や相談を希望されている方との関わり方が難しい（プライバシーにどこまで介入すればよいか、自立の必要性を理解してくれないなど）」が20.7%で最も多く、次いで「活動が忙しすぎて自分のための時間がとれない」が14.7%となっています。

現在困っていること（ボランティア団体・NPO法人）



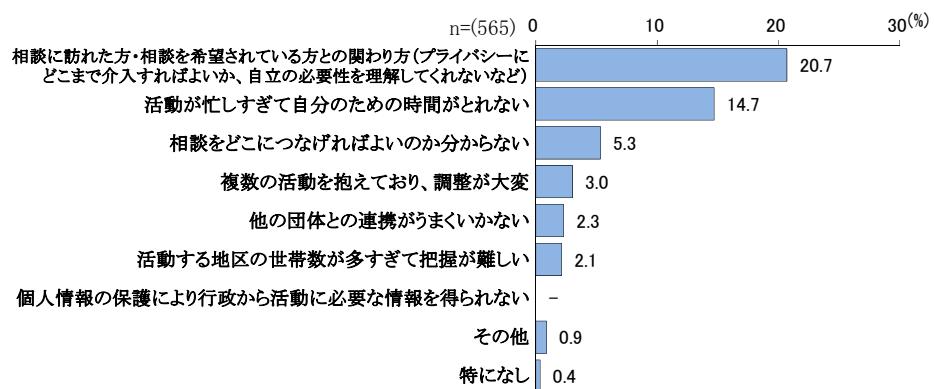
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

現在困っていること（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

現在困っていること（福祉委員）



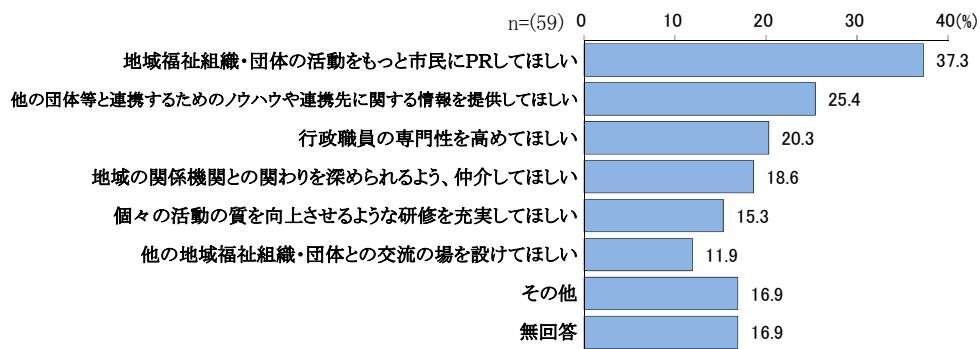
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

② 地域福祉活動を進めるうえでの行政に対する要望・期待

福祉関係者をみると、ボランティア団体・NPO法人では「地域福祉組織・団体の活動をもっと市民にPRしてほしい」が37.3%で最も多く、次いで「他の団体と連携するためのノウハウや連携先に関する情報を提供してほしい」となっています。

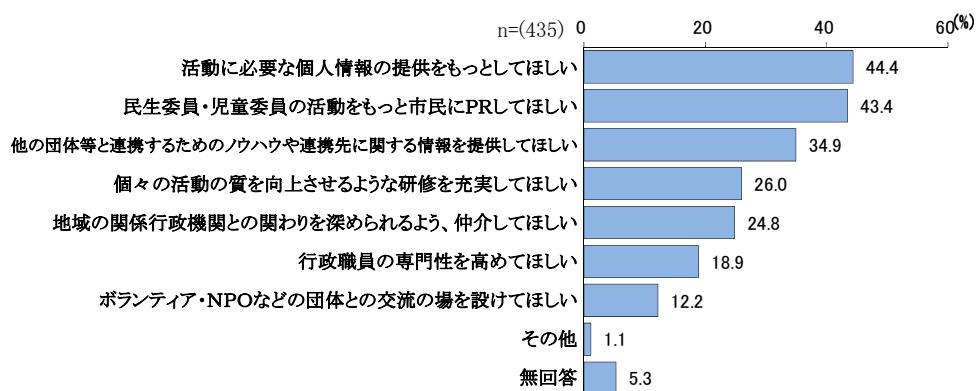
民生委員・児童委員では「活動に必要な個人情報の提供をもっとしてほしい」が44.4%、「民生委員・児童委員の活動をもっと市民にPRしてほしい」が43.4%と、いずれも4割を超えていました。

地域で福祉活動を進めるうえでの行政に対する要望・期待（ボランティア団体・NPO法人）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域で福祉活動を進めるうえでの行政に対する要望・期待（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

【課題のまとめ】

ボランティア団体・NPO法人では、どのように人材を確保し、世代交代を図るのかが、民生委員・児童委員、福祉委員では、個人のプライバシーに配慮しつつ、どのように支援を求める人に寄り添っていくことがよいのか、というそれぞれの課題が浮かび上がっています。

ボランティア団体・NPO法人に対して、活動のPRや人材の養成・確保への支援をしていくとともに、民生委員・児童福祉委員に対しては、個人情報の保護に留意しつつも、支援を必要とする住民1人ひとりについて的確な情報が得られるような仕組みを構築していくことが重要です。

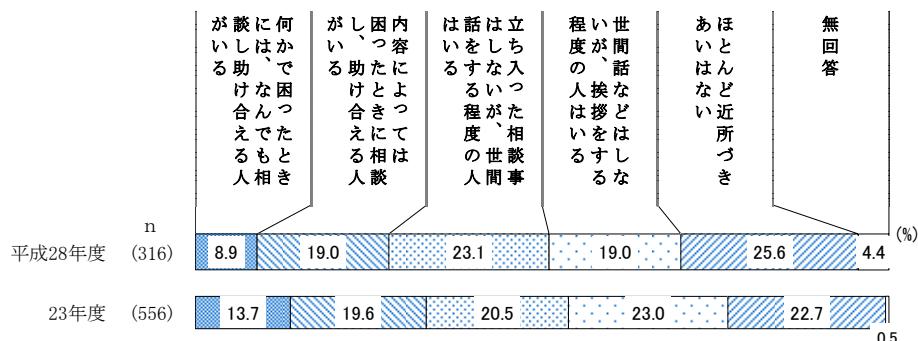
(3) 地域との関わり

① 近所づきあいの程度

「何か困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる」は、市民では8.9%、高齢者では15.0%と、高齢者が多くなっています。一方、「ほとんど近所づきあいはない」は、市民では25.6%、高齢者では7.8%と、市民が多くなっています。

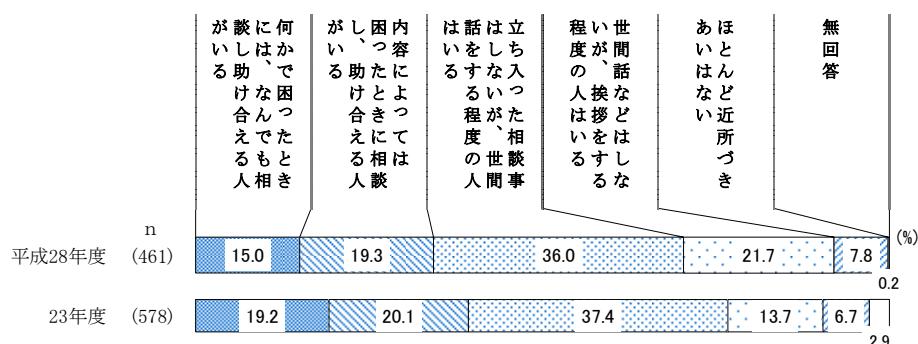
平成23年度の調査結果と比較すると、市民、高齢者とも、「何か困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる」が減少する一方、「ほとんど近所づきあいはない」が微増しています。

近所づきあいの程度（市民）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

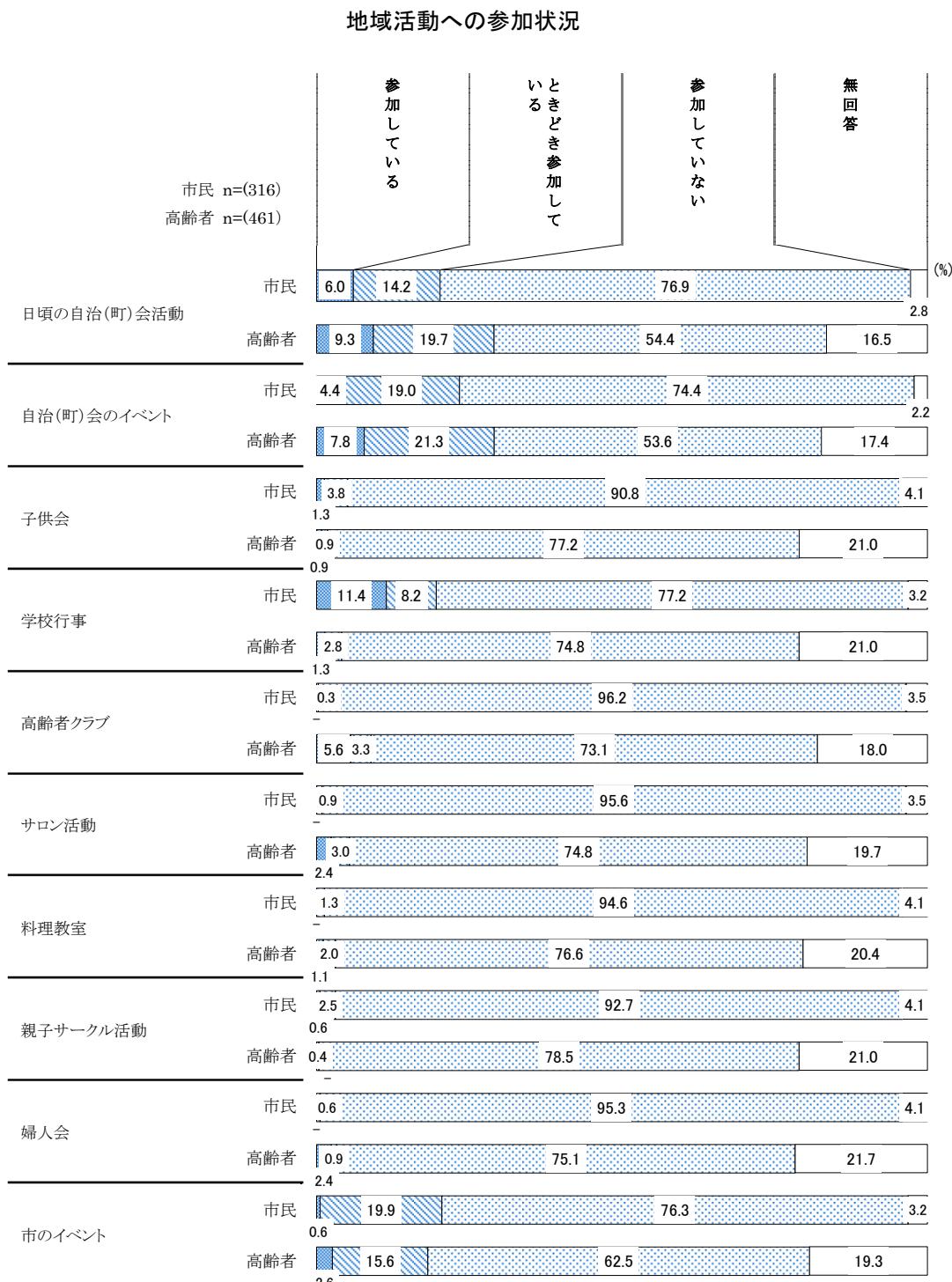
近所づきあいの程度（高齢者）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

② 地域活動への参加状況

地域活動の参加状況については、『日頃の自治（町）会活動』『自治（町）会のイベント』等は、高齢者の参加率が市民より高くなっています。一方、『学校行事』は、市民の参加率が高齢者を上回っています。

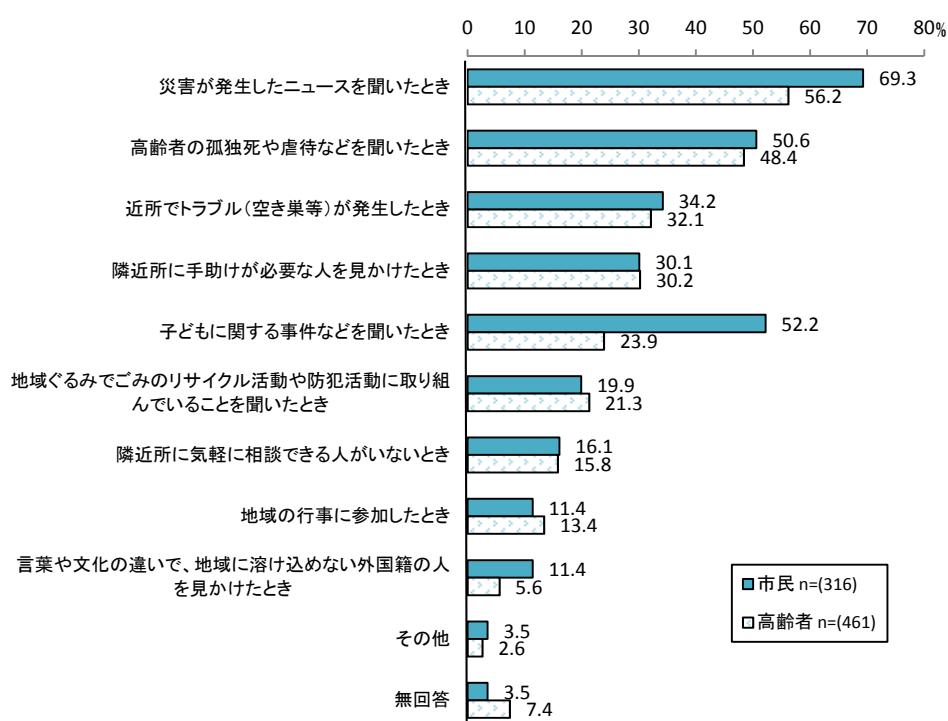


資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

③ 地域との関わりの必要性を感じたとき

「災害が発生したニュースを聞いたとき」が、市民では 69.3%、高齢者では 56.2% と、いずれも最も多くなっています。市民では「子どもに関する事件などを聞いたとき」が 52.2%、「高齢者の孤独死や虐待などを聞いたとき」が 50.6% と、いずれも 5 割を超え、高齢者でも「高齢者の孤独死や虐待などを聞いたとき」が 48.4% と 5 割近くを占めています。

地域との関わりの必要性を感じたとき



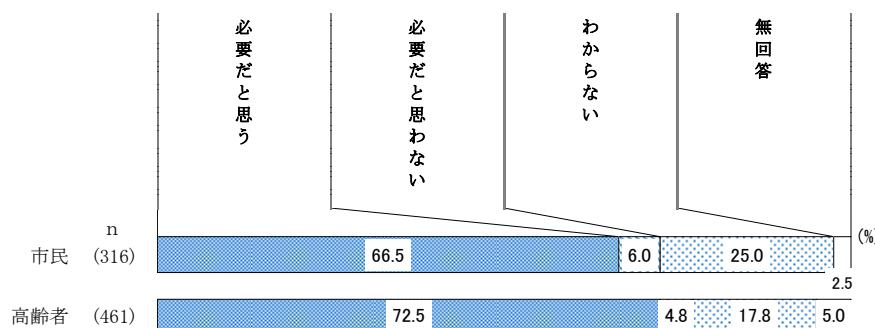
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

④ 地域の生活課題についての住民同士の支え合い

「必要だと思う」が市民は 66.5%、高齢者は 72.5%と、高齢者が市民より多くなっています。

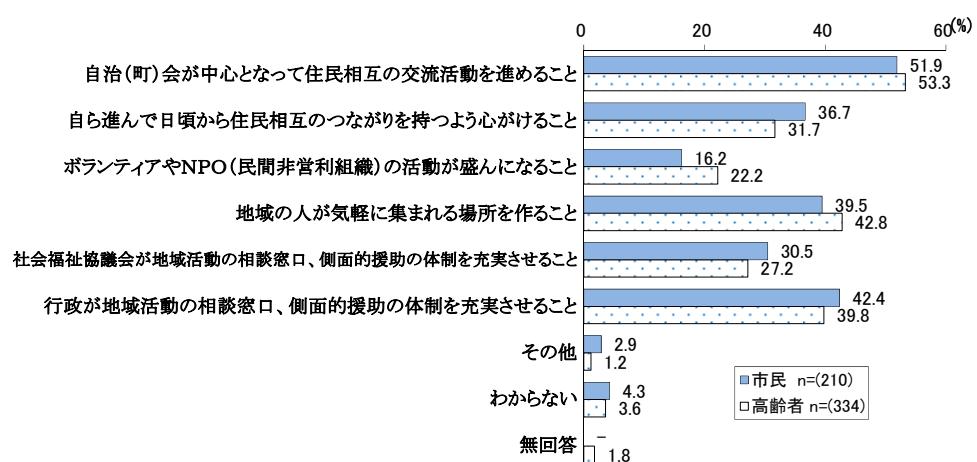
こうした支え合いのために必要なこととしては、「自治（町）会が中心となって住民相互の交流活動を進めること」「自ら進んで日頃から住民相互のつながりを持つよう心がけること」「地域の人が気軽に集まれる場所を作ること」「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させること」が上位を占めています。

地域の生活課題についての住民同士の支え合い



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域の生活課題についての住民同士の自主的な支え合いや助け合いに必要なこと



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

【課題のまとめ】

現状では、近所づきあいの希薄化が進んでおり、地域の住民同士の支え合いが進んでいるとはいえない状況にあります。

その一方、市民、高齢者とも、地域の住民同士の支え合いの必要性については認識している人が多く、その背景には、災害時における地域の住民の支援の大切さや、超高齢化社会における孤独死への不安があることがわかります。

地域住民の支え合いの必要性への意識を高めていき、実際の人と人とのつながりへと結びつけていくには、調査結果からも分かるように、様々な住民自身が日頃から積極的に地域に関わっていくようにすること、地域団体や行政が地域住民の交流を支援していくことが重要です。

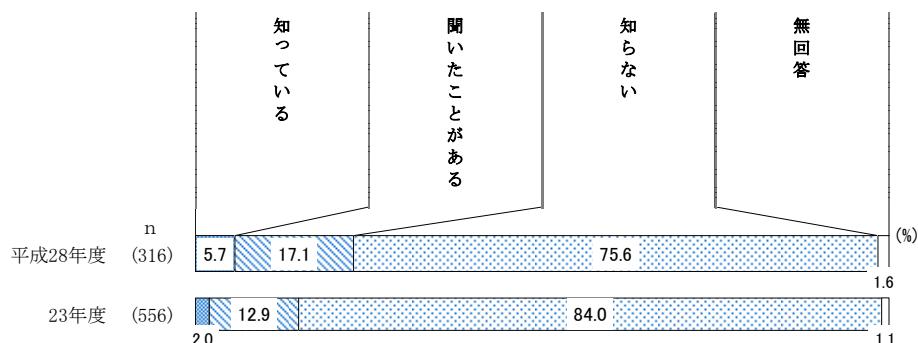
(4) 支え合いの地域づくり

① 地域づくり（地域ケアシステム）の認知度

「知っている」と「聞いたことがある」を合わせた《認知度》は、市民では 22.8%、高齢者では 43.6%と、高齢者が市民を大きく上回っています。また、福祉関係者についてみると、《認知度》は、ボランティア団体・NPO 法人では 64.4%、民生委員・児童委員では 91.0%と、市民、高齢者より高くなっています。

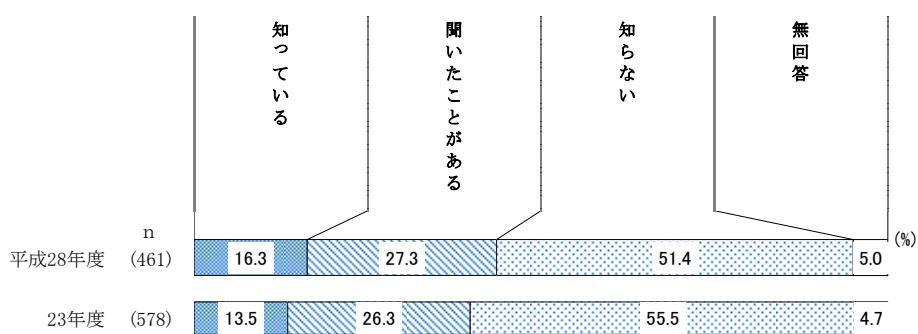
平成 23 年度の調査結果と比較すると、全体として認知度は上昇しています。

地域ケアシステムの認知度（市民）



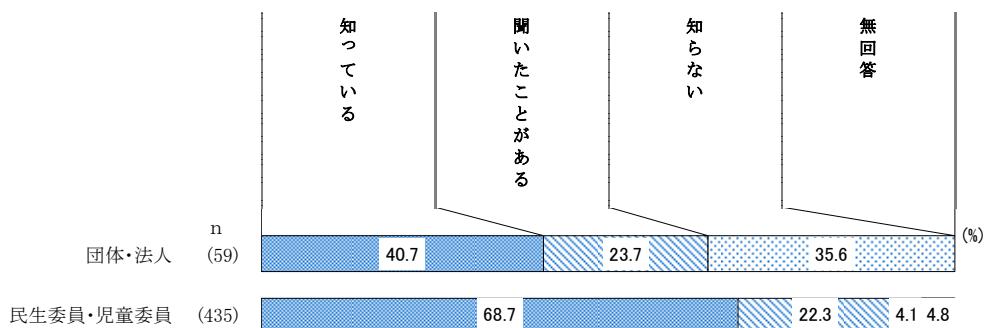
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域ケアシステムの認知度（高齢者）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域ケアシステムの認知度



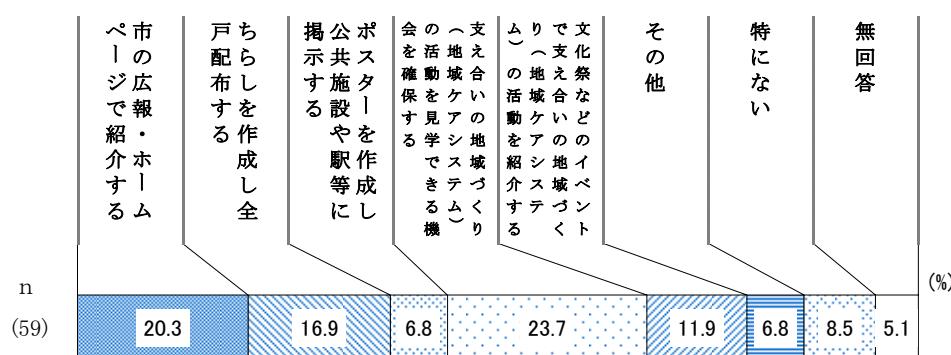
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

② 地域ケアシステムの周知に必要な取り組み

福祉関係者についてみると、ボランティア団体・NPO法人では「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）の活動を見学できる機会を確保する」が23.7%、「市の広報・ホームページで紹介する」が20.3%と、いずれも2割を超えていました。

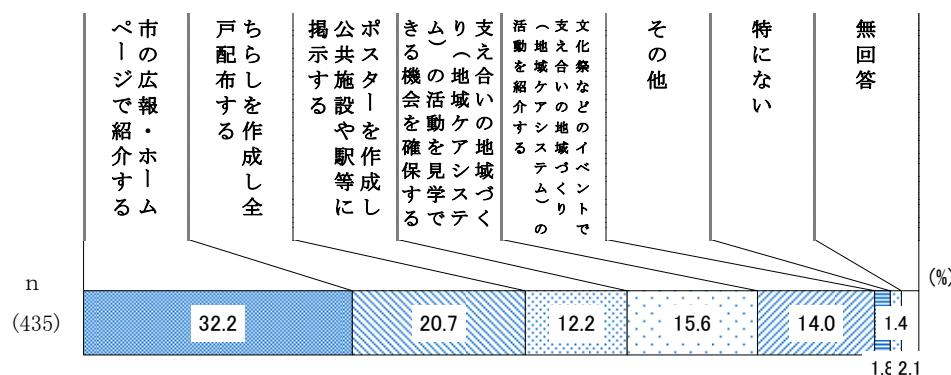
民生委員・児童委員では「市の広報・ホームページで紹介する」が32.2%で最も多く、次いで「ちらしを作成し全戸配布する」が20.7%となっています。

地域ケアシステムの周知に必要な取り組み（ボランティア団体・NPO法人）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域ケアシステムの周知に必要な取り組み（民生委員・児童委員）

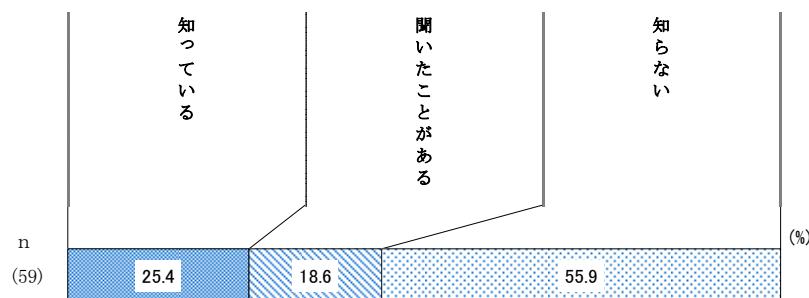


資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

③ コミュニティ・ワーカー配置の認知状況

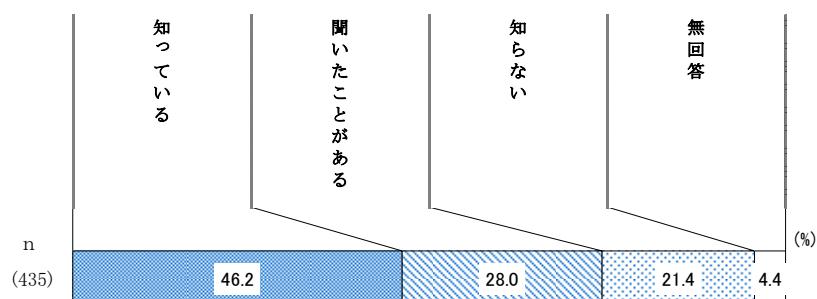
福祉関係者についてみると、「知っている」と「聞いたことがある」を合わせた認知度は、ボランティア団体・NPO法人では44.0%、民生委員・児童委員では74.2%と、民生委員・児童委員の《認知度》がボランティア団体・NPO法人より高くなっています。

コミュニケーションワーカー配置の認知状況（ボランティア団体・NPO法人）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

コミュニケーションワーカー配置の認知状況（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

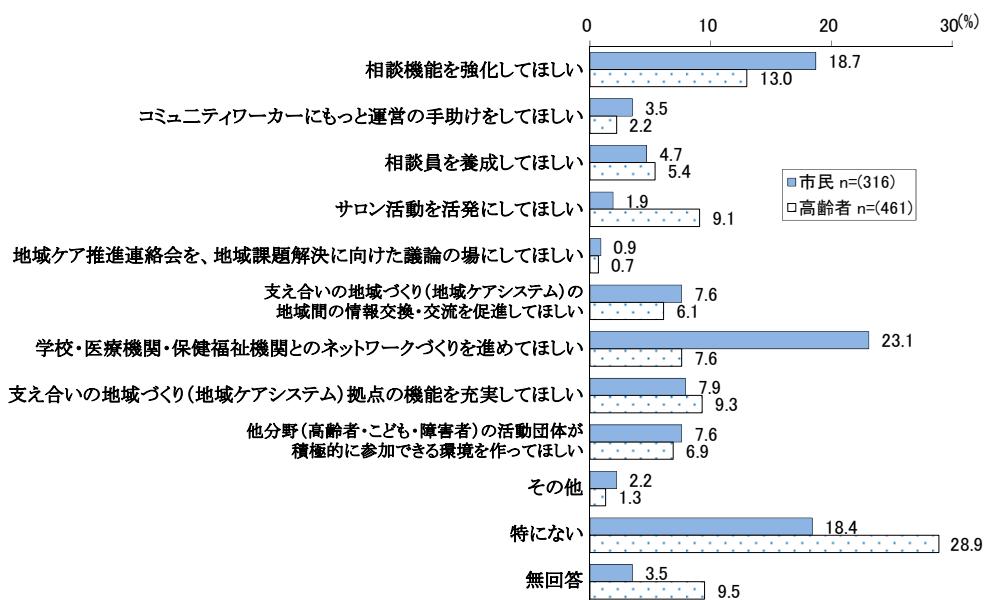
④ 支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）にやってもらいたいこと

「学校・医療機関・保健福祉機関とのネットワークづくりを進めてほしい」が、市民では23.1%、高齢者では7.6%と、市民が高齢者を上回っています。また、「相談機能を強化してほしい」についても、市民では18.7%、高齢者では13.0%と、市民が多くなっています。

平成23年度の調査結果と比較すると、市民では「相談機能を強化してほしい」が増加しています。

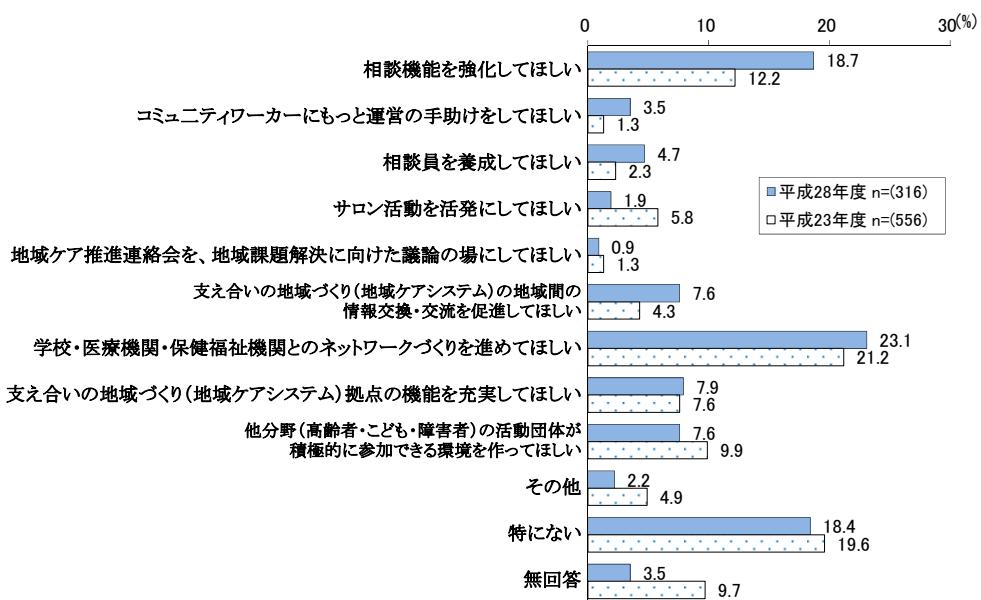
また、福祉関係者についてみると、ボランティア団体・NPO法人では「他分野（高齢者・子ども・障害者）の活動団体が積極的に参加できる環境を作ってほしい」が15.3%で、民生委員・児童委員では「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）の地域間の情報交換・交流を促進してほしい」が20.7%で、福祉委員では「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）拠点の機能強化」が17.3%で、それぞれ最も多くなっています。

支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）でやってもらいたいこと



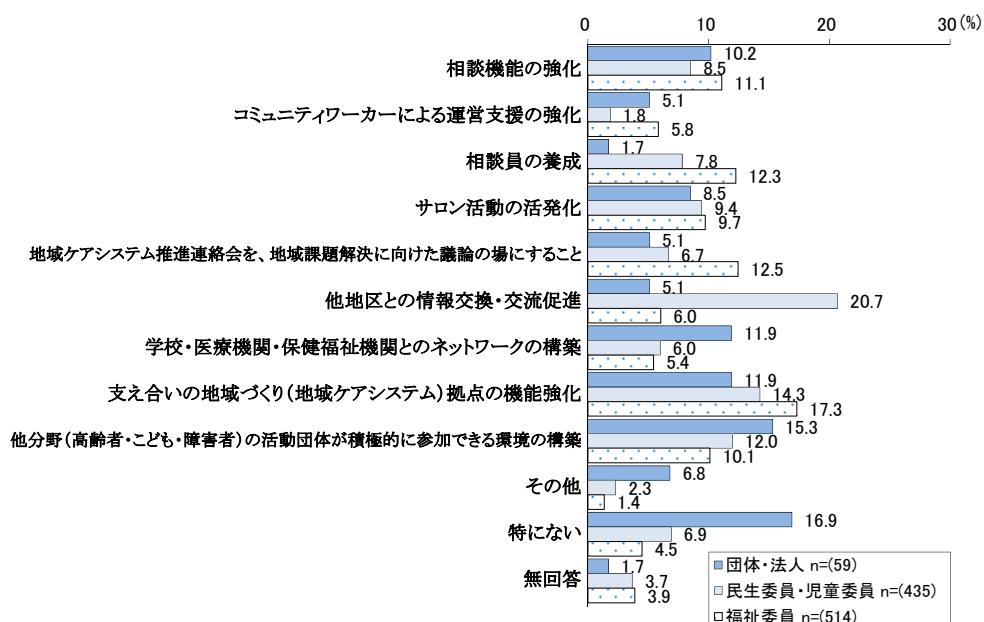
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）でやってもらいたいこと（市民）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）でやってもらいたいこと



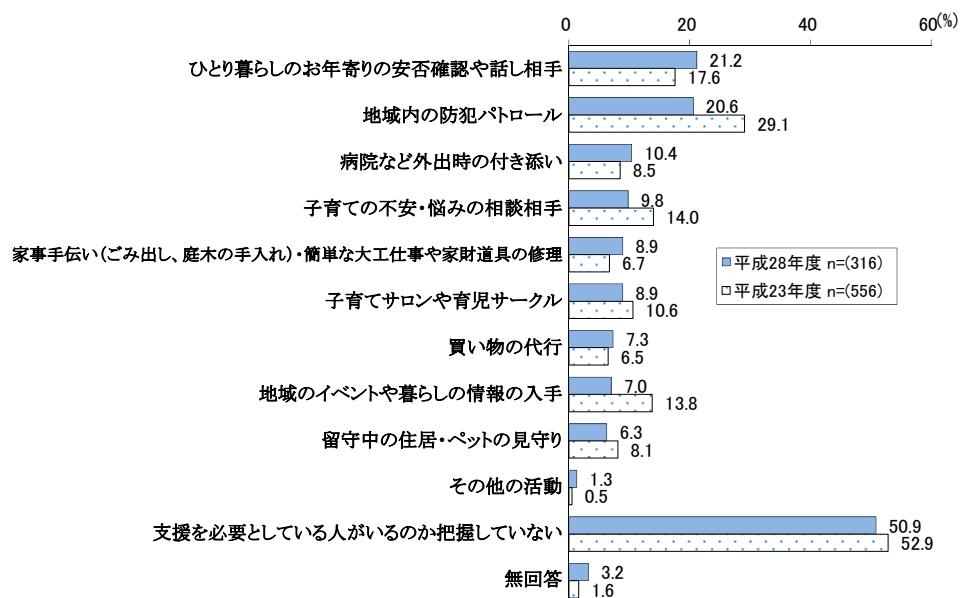
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

⑤ 近所で支援を必要としている人

「ひとり暮らしのお年寄りの安否確認や話し相手」が、市民では 21.2%、高齢者では 24.5%、「地域内の防犯パトロール」が、市民では 20.6%、高齢者では 20.6%と、いずれも2割を超えています。

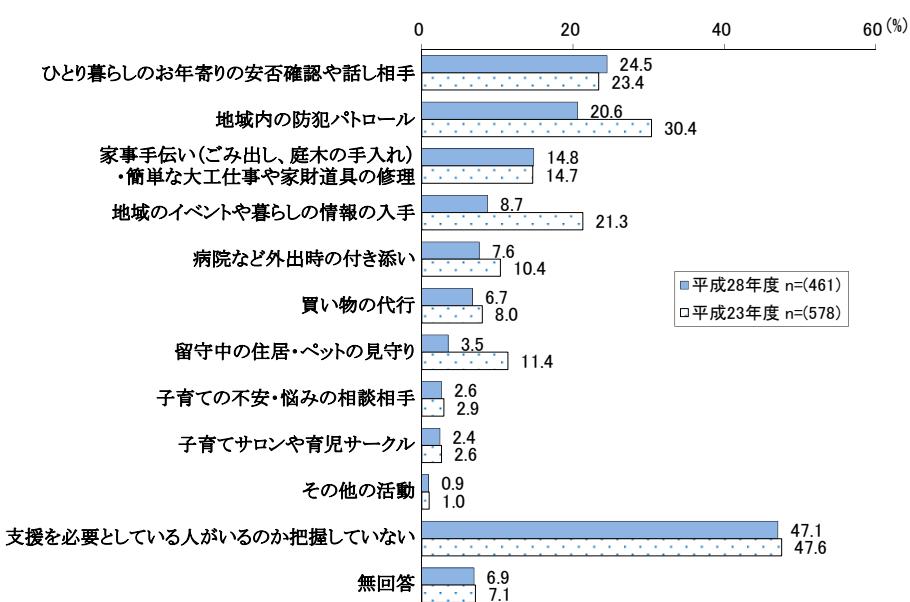
平成 23 年度の調査結果と比較すると、市民、高齢者とも、「地域内の防犯パトロール」は低下したものの、「ひとり暮らしのお年寄りの安否確認や話し相手」の比率に大きな変化はみられません。

近所で支援を必要としている人（市民）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

近所で支援を必要としている人（高齢者）

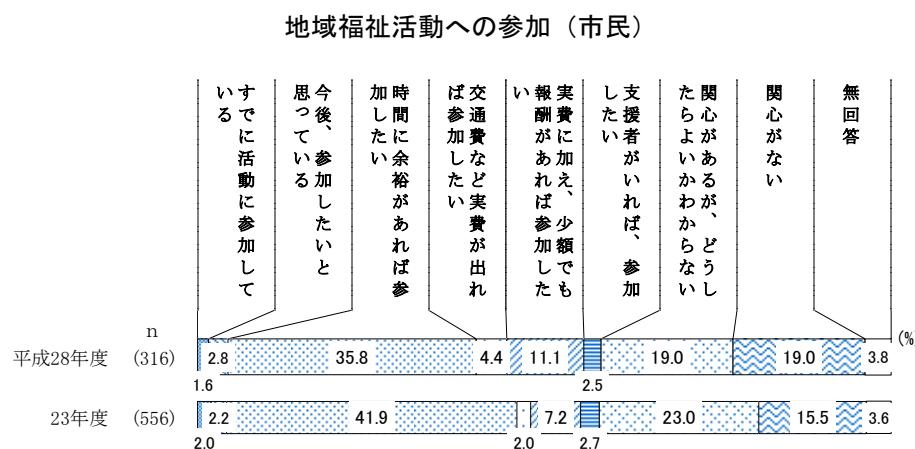


資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

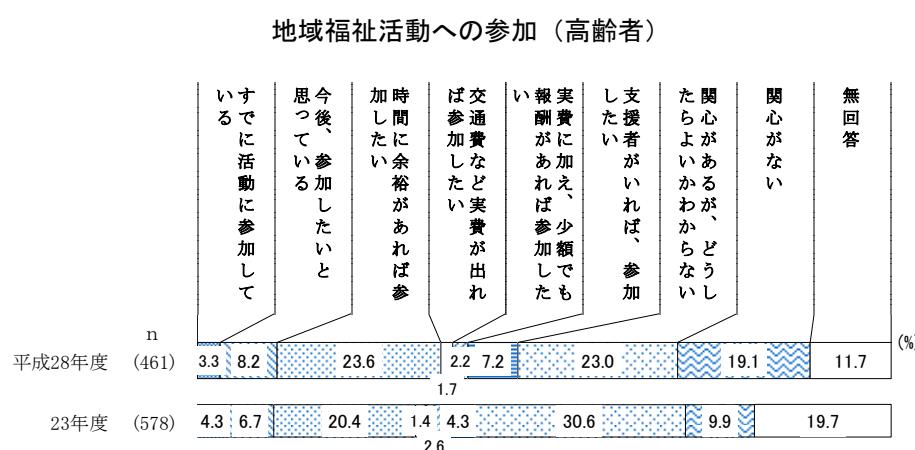
⑥ 地域福祉活動への参加

「すでに参加している」は、市民では 1.6%、高齢者では 3.3%に留まっています。一方、「時間に余裕があれば参加したい」が、市民では 35.8%、高齢者では 23.6%と、最も多くなっています。

平成 23 年度の調査結果と比較すると、市民、高齢者とも「関心はあるが、どうしたらよいかわからない」は減少したものの、「関心がない」は増加しています。



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

【課題のまとめ】

支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）についての、市民、高齢者の認知度は徐々に増加しているものの、まだ市民全体にまで浸透しているとはいえない状況にあります。

地域福祉を推進するうえで、支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）は中核的な役割を担っていることから、福祉関係者の指摘するように、「活動の見学」や「広報・市公式 web サイトの充実」等の様々な手段の活用や団体の交流を通じて、その活動内容を地区内で配布する広報紙などで周知を図ることが必要です。

また、コミュニティワーカーの認知度は、民生委員・児童委員では高いものの、ボランティア団体・NPO法人では5割に満たないことから、その活動内容の周知を図ることが重要です。

支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）に対する期待としては、相談機能の強化や関係機関のネットワーク化が求められていることから、こうした取り組みに対して、一層力を入れていくことが重要です。

また、調査結果からも分るように、地域住民の間で、ひとり暮らし高齢者の支援や防犯への取り組みの必要性が認識されるとともに、住民の参加が期待できる状況があります。

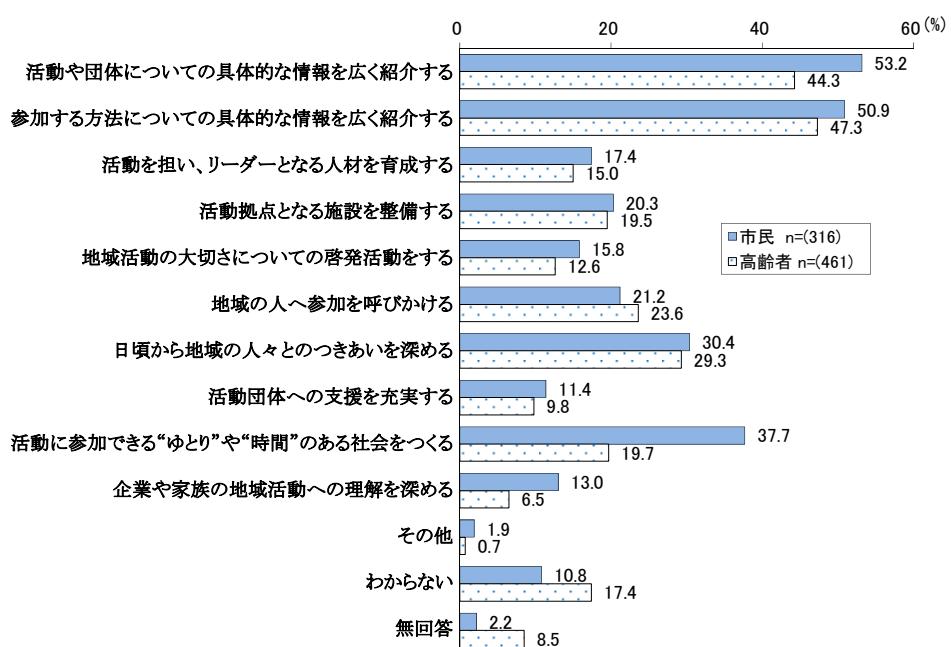
しかしながら、実際には、現在、地域福祉活動に参加している人は、市民、高齢者とも低く、無関心な層も少なくありません。今後は、地域福祉活動に参加意欲のある人に対し、実際の福祉活動の担い手となって活躍できるよう支援していくことが重要です。

(5) 地域福祉活動

① 地域活動により多くの人が参加できるようにするために必要なこと

「活動や団体についての具体的な情報を広く紹介する」が、市民では 53.2%、高齢者では 44.3%、「参加する方法についての具体的な情報を広く紹介する」が、市民では 50.9%、高齢者では 47.3%と、この2項目が、市民、高齢者とも多くなっています。

地域活動により多くの人が参加できるようにするために必要なこと



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

② 行政が地域で支え合う仕組みづくりをするため、特に必要だと思うこと

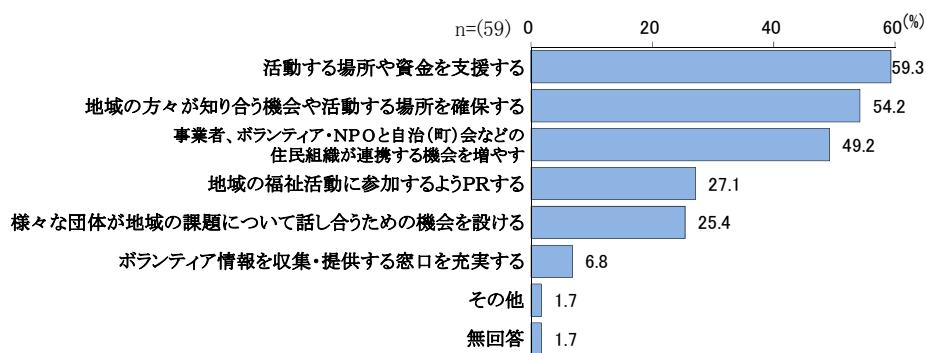
ボランティア団体・NPO法人では「活動する場所や資金を支援する」が 59.3% で最も多く、次いで「地域の方々が知り合う機会や活動する場所を確保する」が 54.2% となっています。

民生委員・児童委員では「地域の方々が知り合う機会や活動の場所を確保する」が 59.8% で最も多くなっています。

福祉委員では「ボランティア情報を収集・提供する窓口を充実する」が 39.1% で最も多く、次いで「地域の方々が知り合う機会を増やすための集いの場を確保する」が 32.4% となっています。

行政が地域で支え合う仕組みづくりをするため、特に必要だと思うこと

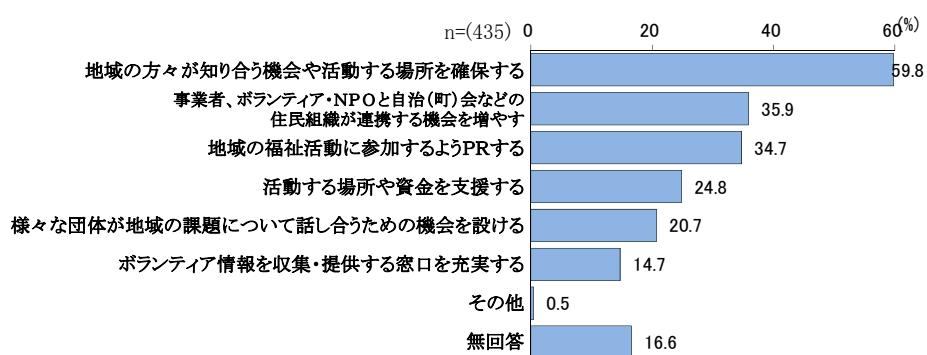
(ボランティア団体・NPO法人)



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

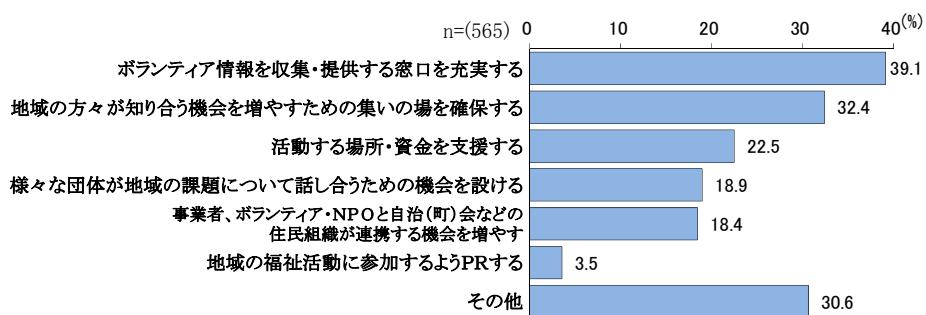
行政が地域で支え合う仕組みづくりをするため、特に必要だと思うこと

(民生委員・児童委員)



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

行政が地域で支え合う仕組みづくりをするため、特に必要だと思うこと
(福祉委員)



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

【課題のまとめ】

福祉関係者の間では、地域における子ども、高齢者、障害者等への支援の必要性が示されており、こうした支援への取り組みに多くの市民が参加することが期待されます。

子どもから高齢者まで、地域での幅広い活動を促進するため、地域福祉活動に関する具体的情報の提供体制を充実させる等の取り組みが求められます。

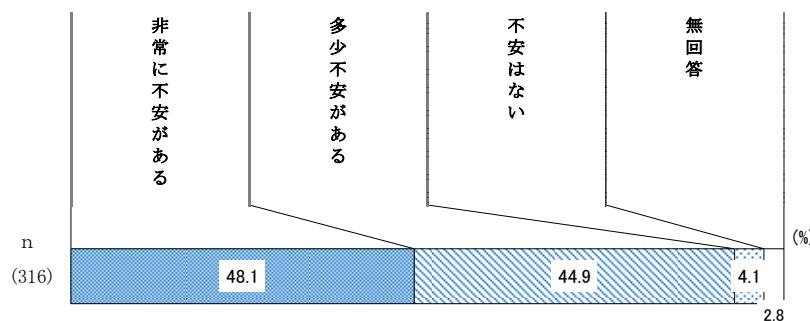
また、福祉関係者をみると、地域の支え合いの仕組みづくりをするために、ボランティア団体・NPO法人、民生委員・児童委員、福祉委員それぞれで、行政に求めることが異なっており、活動に携わる関係者・団体の要望を踏まえて、福祉施策の展開を図っていくことが必要です。

(6) 防災

① 地震や災害などが起きた場合の不安感とその内容

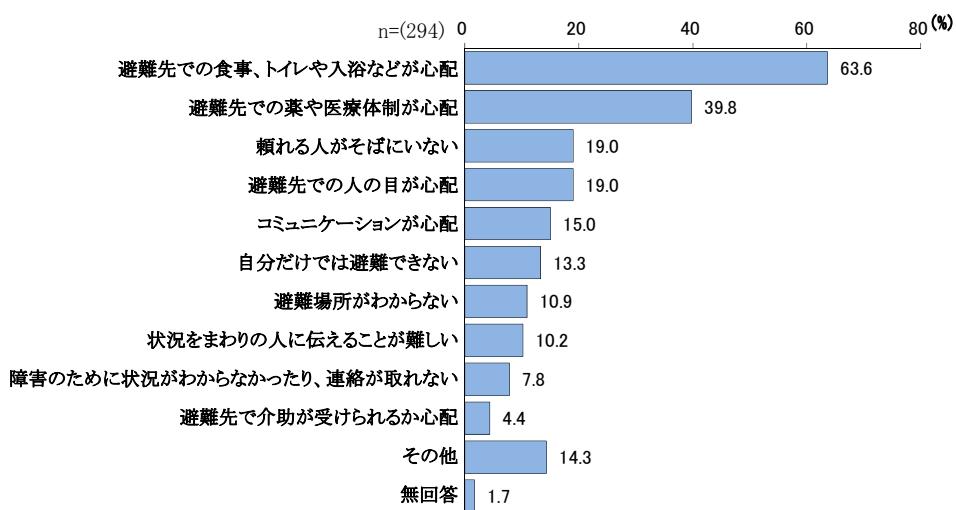
「非常に不安がある」は、市民では 48.1%、高齢者では 39.7%となっています。また、不安の内容としては、「避難先での食事、トイレや入浴などが心配」が、市民では 63.6%、高齢者では 62.2%、「避難先での薬や医療体制が心配」が、市民では 39.8%、高齢者では 40.3%と、この2項目が、市民、高齢者とも上位を占めています。

地震や災害などが起きた場合の不安感（市民）



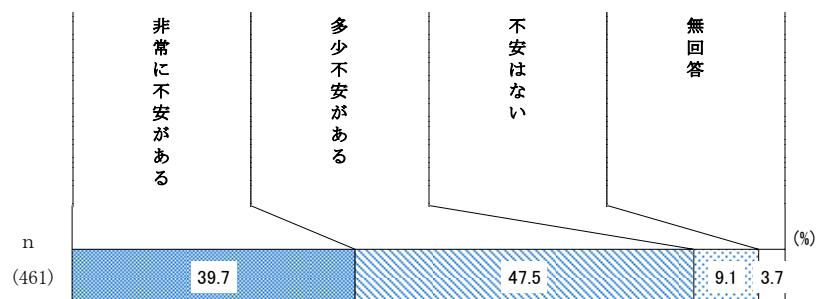
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地震や災害などが起きた場合の不安の内容（市民）



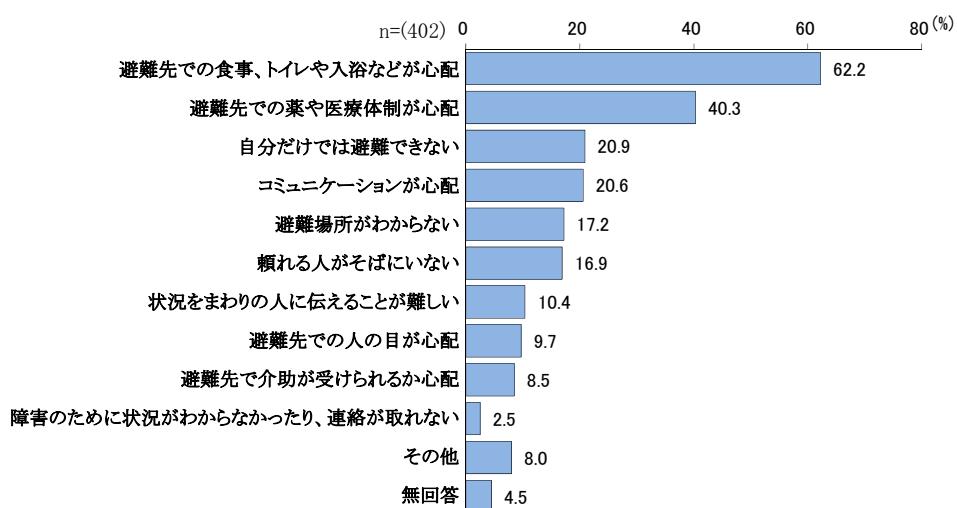
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地震や災害などが起きた場合の不安感（高齢者）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地震や災害などが起きた場合の不安の内容（高齢者）

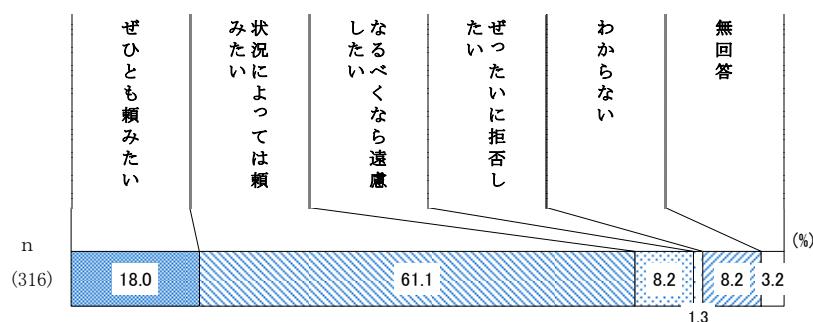


資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

② 災害時や日常生活に支障がある際の声かけや簡単な援助の依頼意向と避難行動要支援者名簿作成への意識

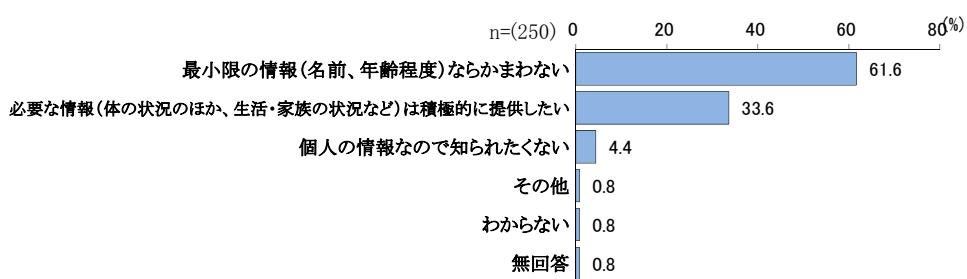
「ぜひとも頼みたい」が、市民では 18.0%、高齢者では 19.1%、「状況によっては頼みたい」が、市民では 61.1%、高齢者では 59.9%となっています。また、「頼みたい」という人では、名簿に掲載する情報は「最小限の情報（名前、年齢程度）ならかまわない」が、市民では 61.6%、高齢者では 66.5%となっています。

災害時や日常生活に支障がある際の声かけや簡単な援助の依頼意向（市民）



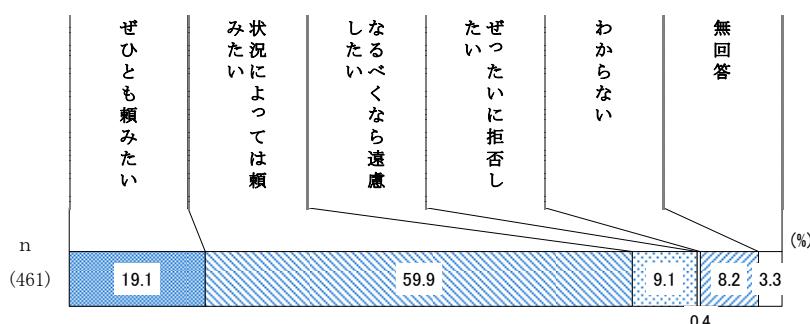
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

避難行動要支援者名簿作成に関する意識（市民）



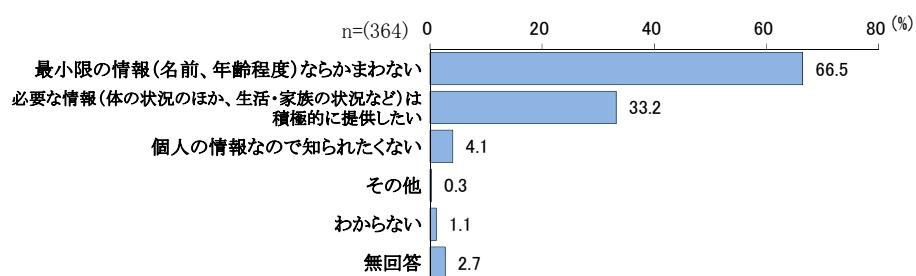
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

災害時や日常生活に支障がある際の声かけや簡単な援助の依頼意向（高齢者）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

避難行動要支援者名簿作成に関する意識（高齢者）

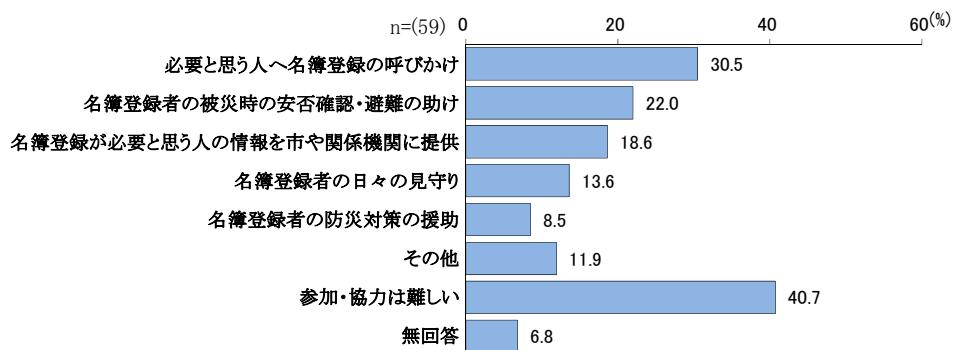


資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

③ 「避難行動要支援者」に関連した活動への参加協力

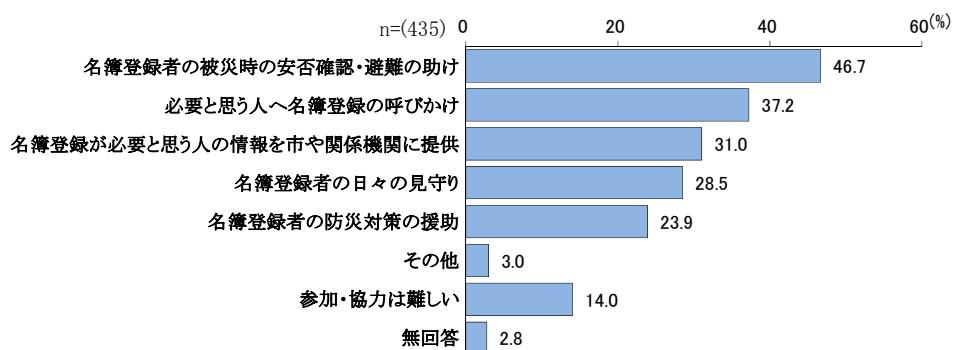
福祉関係者をみると、ボランティア団体・NPO法人、民生委員・児童委員、福祉委員とも、順位、比率は異なるものの、「名簿登録が必要と思う人へ名簿登録の呼びかけ」と「名簿登録者の被災時の安否確認・避難の助け」が上位を占めています。

「避難行動要支援者」に関連した活動への参加協力（ボランティア団体・NPO法人）



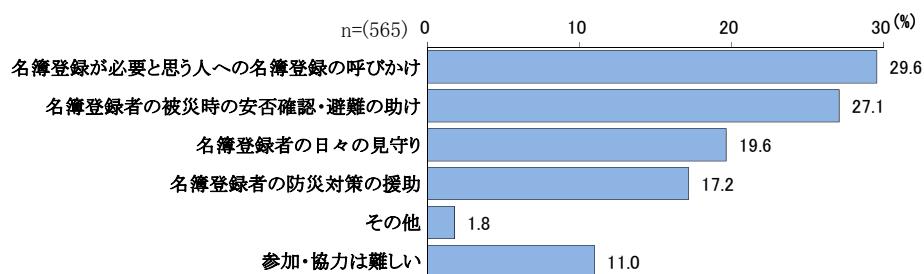
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

「避難行動要支援者」に関連した活動への参加協力（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

「避難行動要支援者」に関連した活動への参加協力（福祉委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

【課題のまとめ】

地震や災害などが発生した時の不安は、市民、高齢者とも強く、その不安の内容は避難所の環境から、医療面まで幅広い分野に渡っています。

災害発生時や日常生活に支障のある場合、地域の人からの支援を期待する声は高く、避難行動要支援者名簿についても、「最小限の情報」なら掲載してよいとする人が多くを占めています。

また、福祉関係者では、「名簿登録の呼びかけ」への参加意向が高くなっています。個人のプライバシーに十分に配慮しながら、名簿の作成、災害時などにおけるその活用に取り組んでいくことが重要です。

(7) 地域福祉の進捗状況

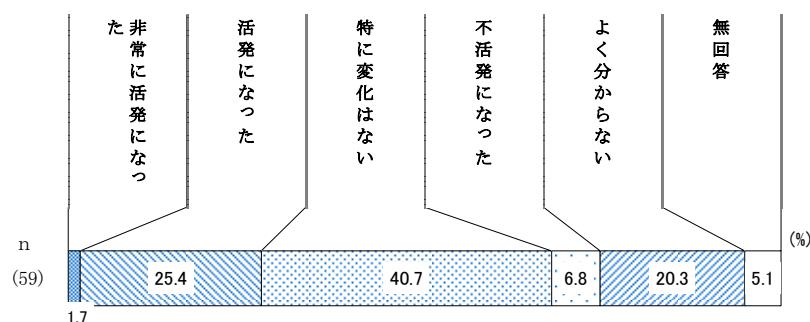
① 以前と比べた自身の活動区域における地域福祉の変化

福祉関係者をみると、ボランティア団体・NPO法人では「非常に活発になった」と「活発になった」を合わせた《活発になった》が27.1%となっています。一方、「特に変化はない」は40.7%を占めています。

民生委員・児童委員では《活発になった》が40.0%、「特に変化はない」が38.4%となっています。

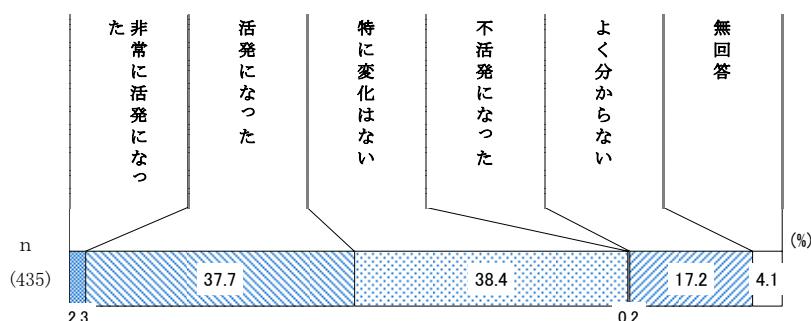
福祉委員では、《活発になった》が48.5%と、「特に変化はない」の30.4%を上回っています。

以前と比べた自身の活動区域における地域福祉の変化（ボランティア団体・NPO法人）



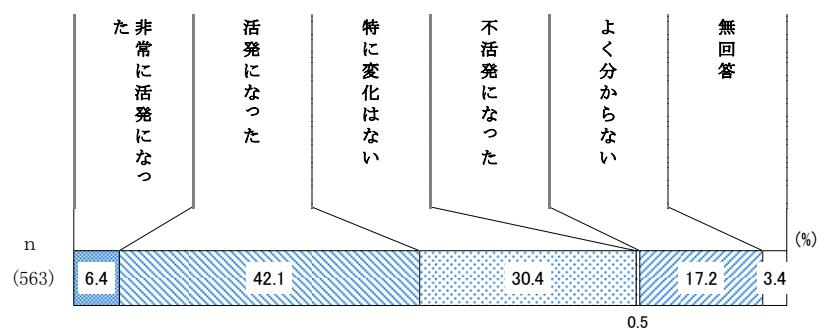
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

以前と比べた自身の活動区域における地域福祉の変化（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

以前と比べた自身の活動区域における地域福祉の変化（福祉委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

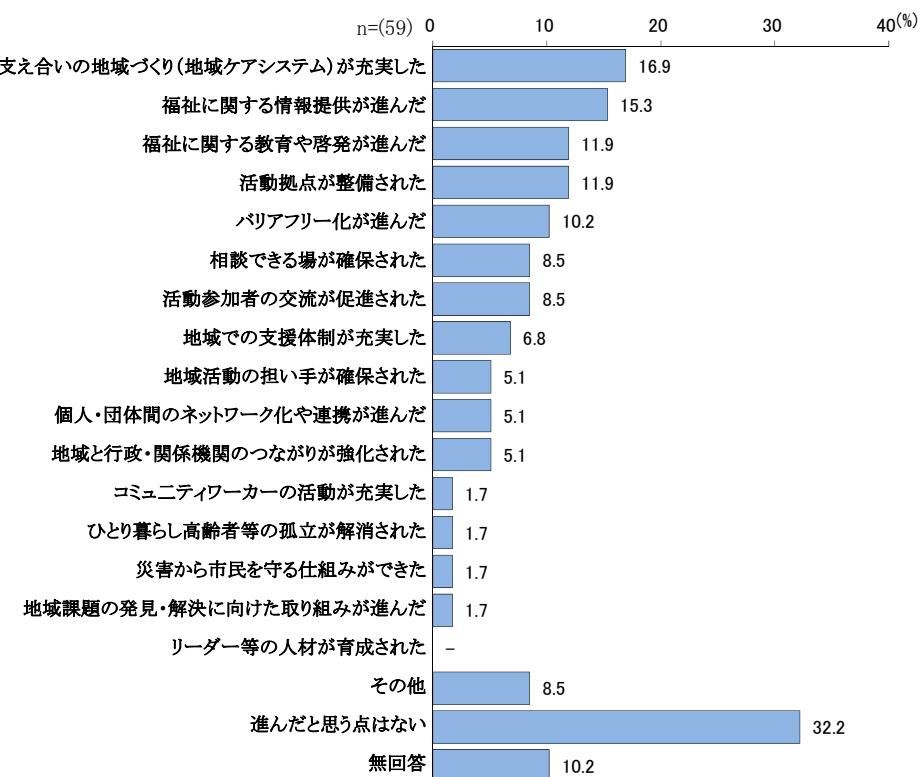
② 以前と比べて活動地域において推進された地域福祉

福祉関係者をみると、ボランティア団体・NPO法人では、「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）が充実した」が 16.9%で最も多く、次いで「福祉に関する情報提供が進んだ」が 15.3%、「福祉に関する教育や啓発が進んだ」が 11.9%の順で続いています。

民生委員・児童委員では「相談できる場が確保された」が 25.7%で最も多く、次いで「福祉に関する情報提供が進んだ」が 23.2%、「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）が充実した」が 18.9%の順で続いています。

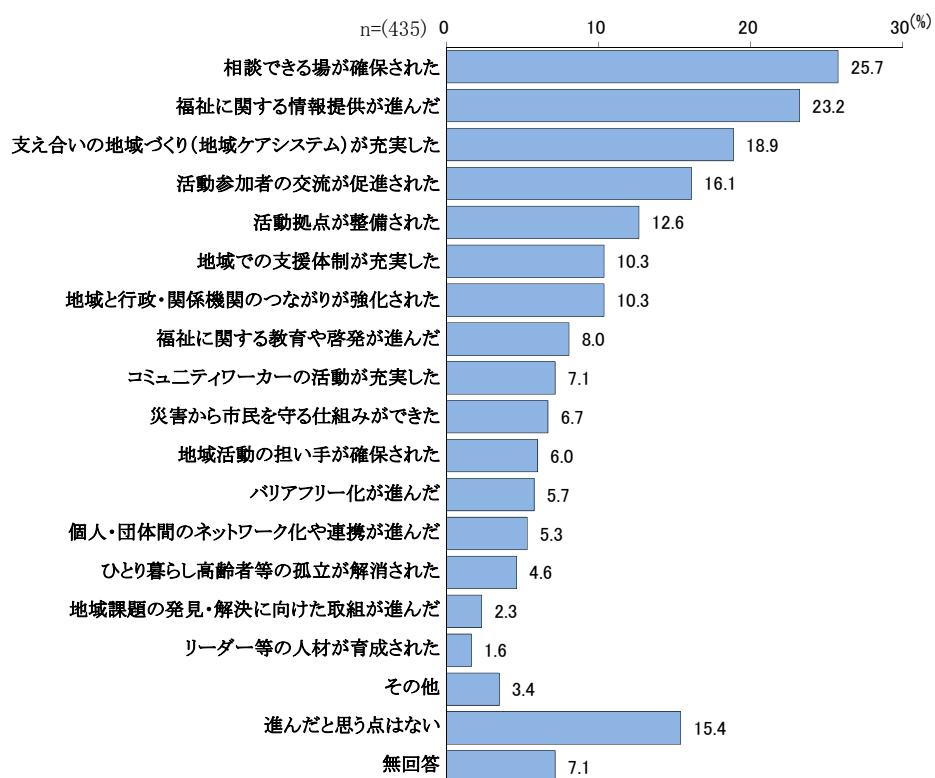
福祉委員では「相談できる場が確保された」が 26.0%で最も多く、次いで「支え合いの地域づくり（地域ケアシステム）が充実した」が 24.2%、「福祉に関する情報提供が進んだ」が 23.9%の順で続いています。

以前と比べて活動地域において推進された地域福祉（ボランティア団体・NPO法人）



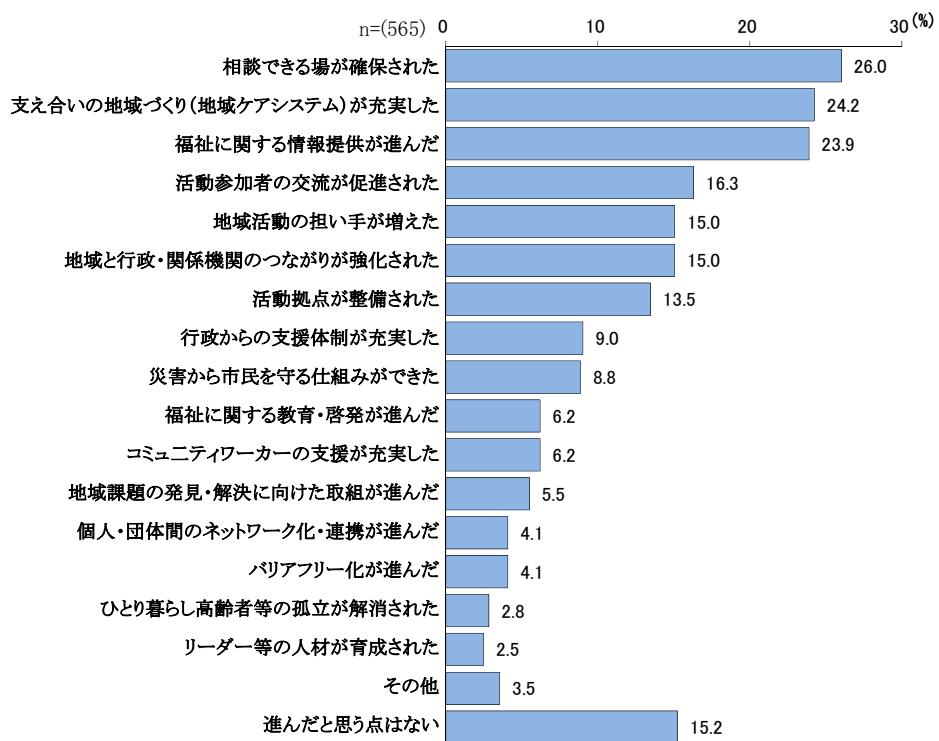
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

以前と比べて活動地域において推進された地域福祉（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

以前と比べて活動地域において推進された地域福祉（福祉委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

【課題のまとめ】

福祉関係者をみると、福祉委員、民生委員・児童委員では、ここ数年、本市の地域福祉活動は活発化したと肯定的に評価する意見が多いが、その一方で、「特に変化はない」という認識を示す人も少なくありません。

また、明らかな推進のみられた分野としては、種別によって多少の順位の変動はありますか、支え合い地域づくり（地域ケアシステム）の充実、情報提供体制の充実、相談体制の充実の分野が上位を占めています。一方、依然として遅れている分野としては、人材の育成、地域課題の発見・解決に向けた取り組み、ひとり暮らし高齢者等の孤立解消などがあげられています。

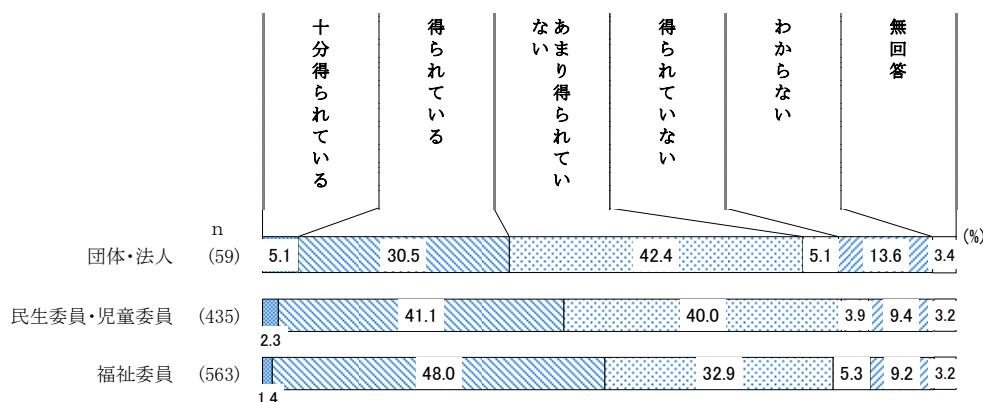
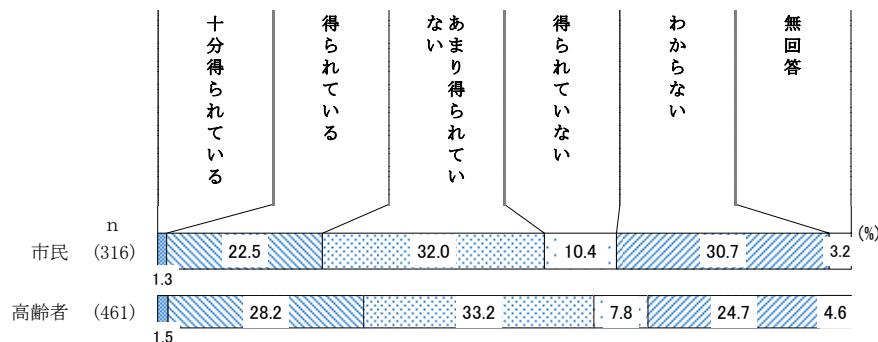
今後は、市民、福祉関係者、行政が緊密に連携しながら、活動拠点の整備、活動参加者の交流、地域活動の担い手の養成等、幅広い分野にわたって、地域福祉の推進に取り組んでいくことが必要です。

(8) 施策への評価

市民、高齢者、ボランティア団体・NPO法人、民生委員・児童委員、福祉委員とも、『市の福祉施策に関する情報提供』や『地域の相談体制の整備状況』については、比較的《肯定的評価》が多くなっています。

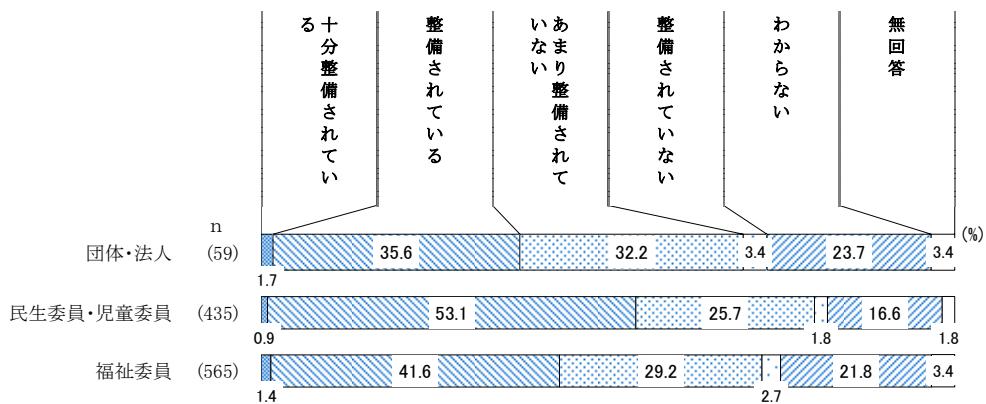
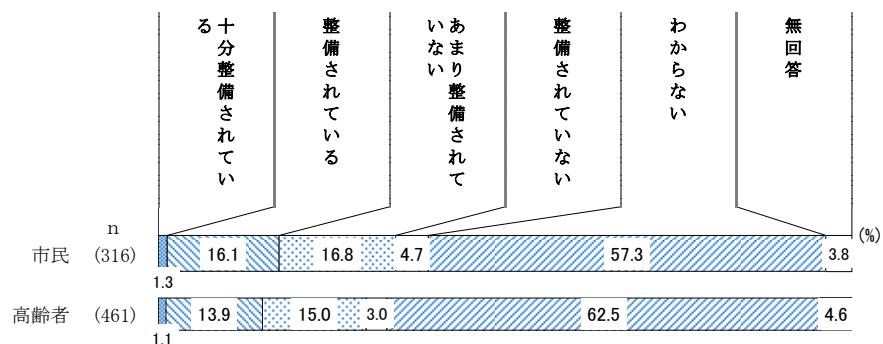
その一方、種別ごとに多少の順位の変動はありますが、《否定的評価》が多いものとして、『地域団体や市民活動団体などの情報』『地域での住民同士の交流や支え合い』『地域福祉の推進のための担い手の確保や人材の育成の環境』が上位を占める傾向が共通しています。

市の福祉施策に関する情報提供



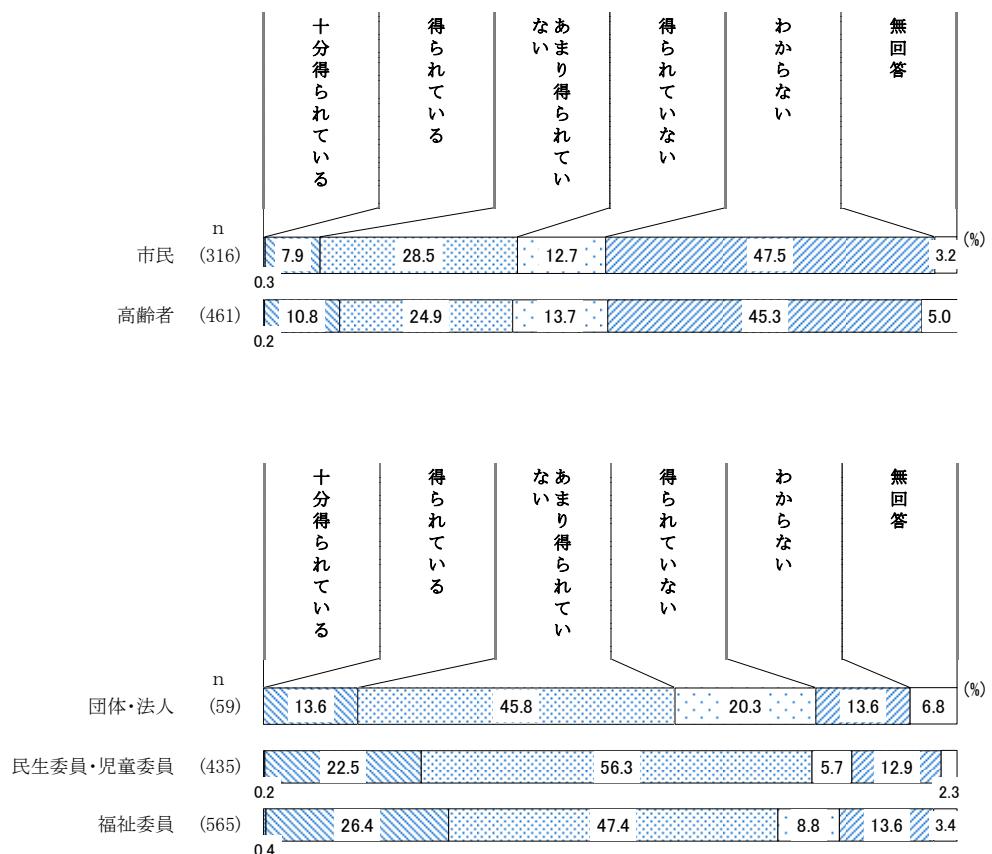
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域の相談体制の整備状況



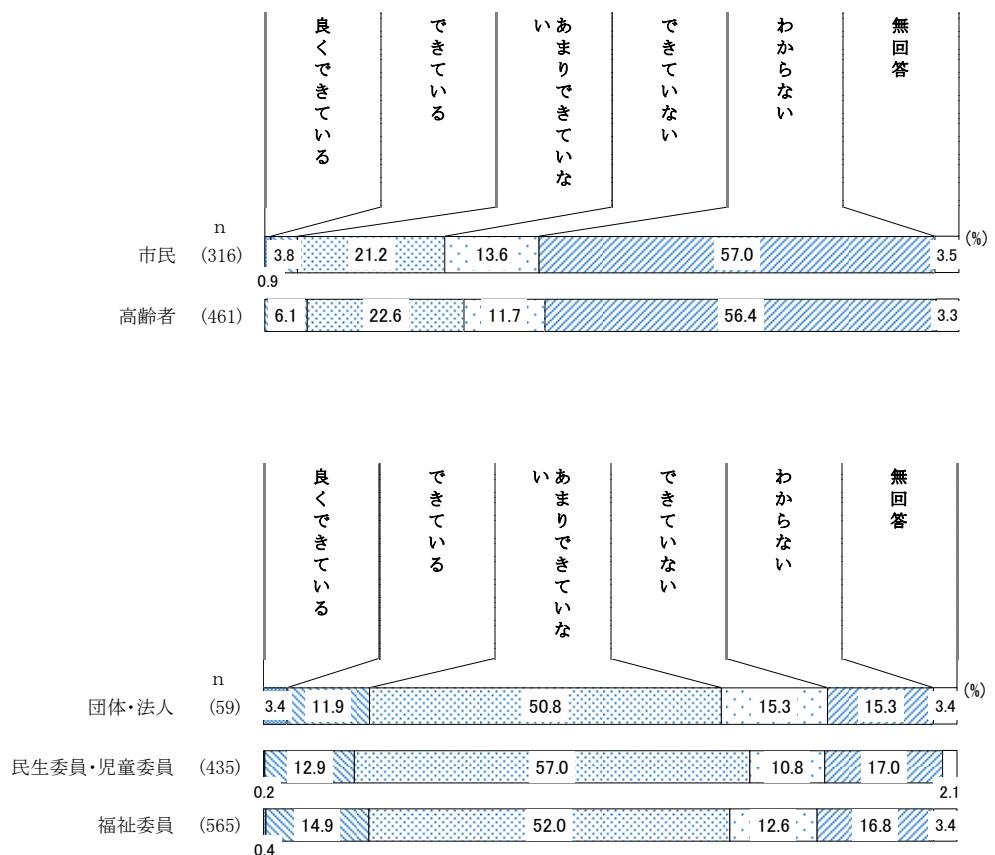
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域団体や市民活動団体などの情報



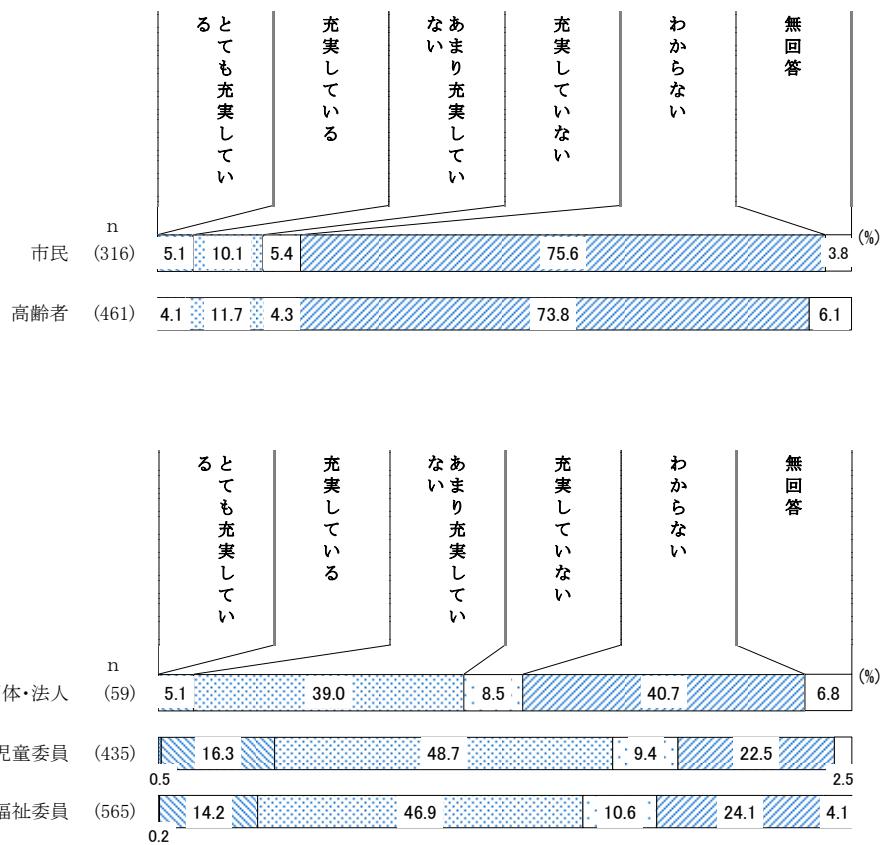
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域での住民同士の交流や支え合い



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域福祉の推進のための担い手の確保や人材の育成の環境



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

【課題のまとめ】

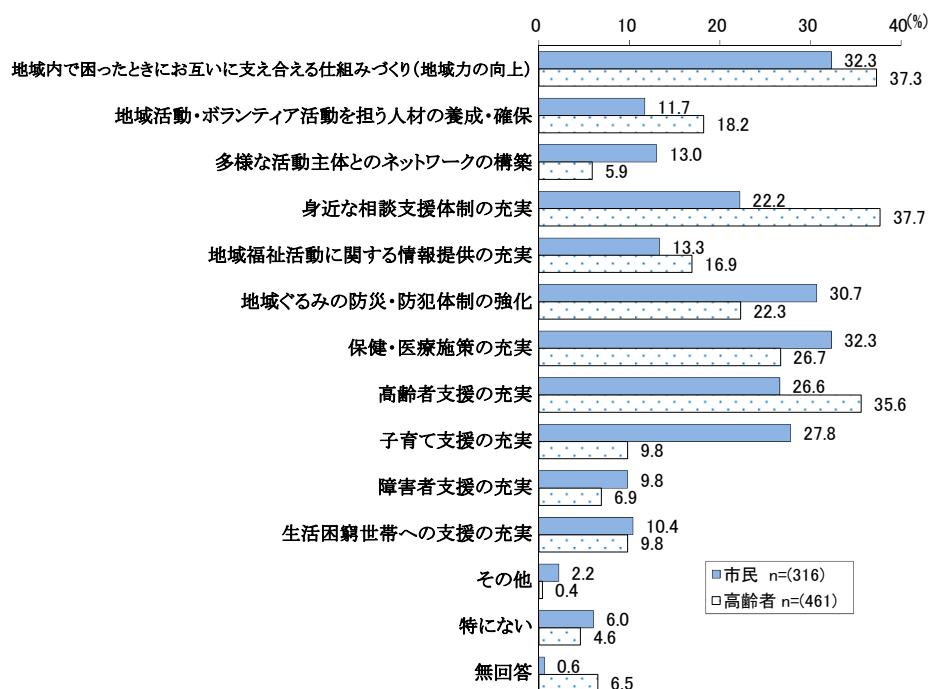
支え合いの地域づくりを推進するうえで、地域住民同士の支え合い、活動団体の情報、活動を担う人材の育成と確保は、基本的条件といえます。

市民や福祉関係者の間で、こうした分野について厳しい評価が与えられていることから、支え合いの地域づくりを一層推進させていくために、地域住民同士の支え合いの重要性を広く市民に浸透させていくとともに、活動の担い手に関する情報提供体制や人材育成に力を入れていくことが重要です。

(9) 今後の地域福祉の分野で特に力を入れてほしいこと

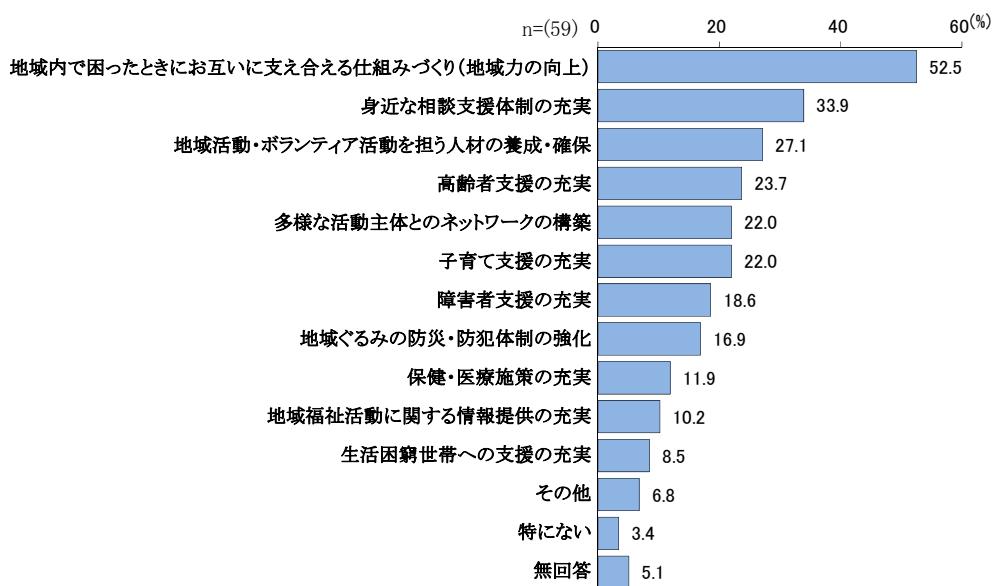
市民、高齢者、ボランティア団体・NPO法人、民生委員・児童委員、福祉委員とも、「地域内で困ったときにお互いに支え合える仕組みづくり（地域力の向上）」が最も多くなっています。また、種別によって、多少の順位の変動はあるものの、「地域活動・ボランティア活動を担う人材の養成・確保」「身近な相談体制の充実」「地域ぐるみの防災・防犯体制の強化」等が上位を占めています。とくに、高齢者では「高齢者支援の充実」が多くなっているは注目されます。

地域福祉分野の施策で特に力を入れてほしいこと



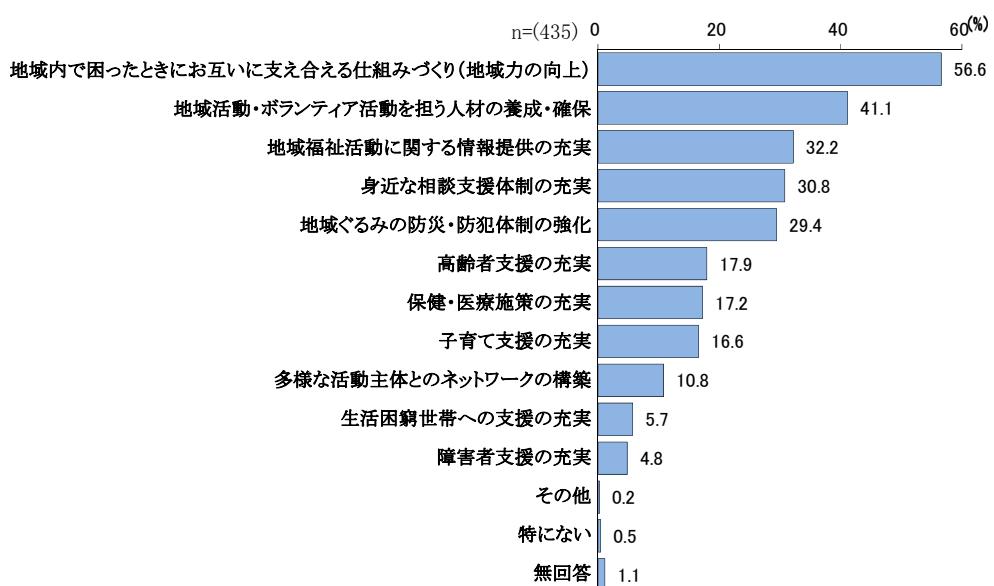
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域福祉分野の施策で特に力を入れてほしいこと（ボランティア団体・NPO法人）



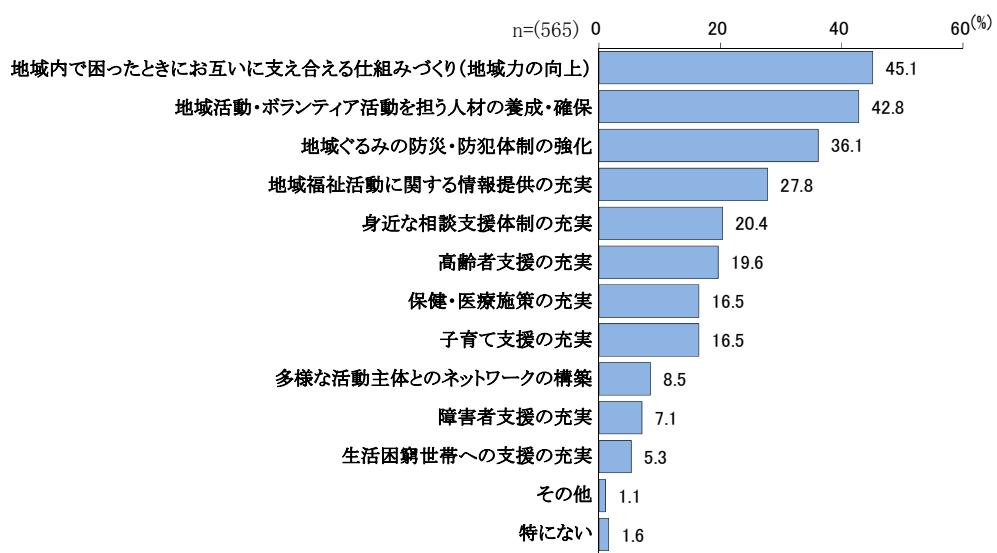
資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域福祉分野の施策で特に力を入れてほしいこと（民生委員・児童委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

地域福祉分野の施策で特に力を入れてほしいこと（福祉委員）



資料：市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書

【課題のまとめ】

超高齢社会の現実を踏まえて、支え合いの地域づくりを推進するため、支え合いの仕組みづくり、相談体制の強化や人材の養成・確保等の取り組みを充実させていくことが重要です。

「地区推進会議」「地域ケア推進連絡会」における地域活動をされている方々からの意見、前記のアンケート調査の結果から、解決すべき課題として以下の項目の優先度が高いと考えられます。

①地域活動の担い手の確保と育成

自治（町）会役員、民生委員・児童委員、福祉委員など、地域活動の担い手の不足、高齢化の問題が表面化してきています。アンケート調査では、活動内容の項目によつては2割近い方が担い手になる意向をもっています。こうした方々を活動の場に取り込むための仕組みづくりが必要です。

⇒ 基本目標V 地域福祉推進の基盤づくり
【施策の方向 17 地域活動の担い手の確保と育成】

②地域活動の場の確保・充実

地域ケアシステムの活動拠点は地区ごとに整備されていますが、多くの地域住民が気軽に集い、交流するためには、さらなる拠点の充実やより身近な地域での場の確保を目指し取り組みを進めていくことが重要です。

⇒ 基本目標V 地域福祉推進の基盤づくり
【施策の方向 18 地域資源の有効活用】

③地域ケアシステムのPR

地域ケアシステムについては、広報や市公式webサイト等さまざまな方法でPRに努めているものの、十分な周知に至っていないのが現状です。本市の地域福祉を推進する上で、中枢的機能を果たすことが期待されている地域ケアシステムが地域住民に身近な存在として広く認知されるためには、これまでのPR方法に加え、効果的な媒体を研究するなどさらなる工夫が必要です。

⇒ 基本目標I 安心と信頼のあるまちづくり
【施策の方向 1 情報の提供】

④地域での連携（自治（町）会・商店会・学校・高齢者サポートセンター等）

地域には、自治（町）会・商店会・子ども会・高齢者クラブなど様々な団体があるほか、学校・幼稚園・保育園・高齢者サポートセンター・各種福祉施設など地域に根ざした様々な施設もあります。こうした団体・施設が相互に情報交換や連携を図ることができるように環境を整備することにより、さらなる地域福祉の推進が期待できます。

- ⇒ 基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり
【施策の方向 6 福祉コミュニティの充実】

⑤地域住民同士の交流促進

アンケート調査では、前回計画策定時よりも近所づきあいの希薄化が進んでいる傾向が示されています。災害時等の緊急対応や高齢者の孤独死を防ぐ観点からも、日頃からの「顔の見える関係」づくりが必要です。

- ⇒ 基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり
【施策の方向 6 福祉コミュニティの充実】

⑥生活支援ニーズへの対応

高齢化が進むなか、ごみ出し・買い物などの日常的な生活支援の必要性が増してきています。介護保険制度において介護予防・日常生活支援総合事業が創設されたこともふまえ、自助、互助・共助、公助の役割分担も含めた生活支援のあり方について検討していく必要があります。

- ⇒ 基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり
【施策の方向 2 地域における相談支援・生活支援の充実】

⑦自治（町）会の加入促進

自治（町）会の加入状況については、南部の加入率が低く、また、若い世代ほど加入率が低い傾向があります。地域における公共サービスを伝統的に担ってきた自治（町）会の役割・意義についての周知を図り、住民の意識の変化を促す必要があります。

- ⇒ 基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり
【施策の方向 6 福祉コミュニティの充実】

⑧ 身近な相談支援体制の整備

地域共生社会の実現に向けて、国からは、課題を「丸ごと」受けとめる包括的相談支援体制の構築を求められています。また、アンケート調査では、高齢者が特に力を入れてほしい市の施策のトップに「身近な相談支援体制の充実」があげられており、充実に向け取り組む必要があります。

- ⇒ 基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり
【施策の方向2 地域における相談支援・生活支援の充実】

⑨ 情報共有・管理の充実

アンケート調査からは、個人情報を含め、活動に必要な情報を得られていないことが課題として示されています。

地域活動を行いやすい環境づくりのため、地域活動の担い手・団体・行政が必要な情報を共有し、その情報が適切に管理される仕組みを充実させることが必要です。

- ⇒ 基本目標V 地域福祉推進の基盤づくり
【施策の方向19 情報共有・管理の充実】

1 行政施策の展開に関するこ

国が推進する「我が事・丸ごと」の考え方（1、4 ページ参照）、現在の本市の主要課題（56～58 ページ参照）をふまえると、第3期計画で定めている大きな方向性は、既にこれらに対応するものとなっており、継続することが適当であると言えます。

一方、福祉に関する個別計画に共通する理念・方向性を定めるという計画の位置づけをふまえた個別計画との整合性の確保、新たな課題への対応の観点から、施策の方向の見直しを行い、次期計画に反映させていく必要があります。

2 計画管理に関するこ

第3期計画策定時において、計画に位置づける事業を、進行管理事業と関連事業に区分したことにより、計画の管理は効率化しました。しかし、社会福祉法の改正により、地域福祉計画が福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけられたこと、関連する他の行政計画（関連計画）との役割分担を勘案し、進行管理事業と関連事業の区分をより明確にし、再整理を行う必要があります。

3 福祉圏域に関するこ

第3期計画においては、小域福祉圏（14 地区）、基幹福祉圏（3 地区）、市域の3層構造とし、基幹福祉圏ごとの地域課題と役割分担を地区別計画として位置づけていました。しかし、基幹福祉圏ごとの地域課題の検討では、実際の地域活動の単位である小域福祉圏ごとの地域特性や課題が見えづらくなっています。これをふまえ、小域福祉圏に直接焦点を当て、地域課題の把握・検討を行う仕組みにしていく必要があります。

4 計画期間に関するこ

これまで、地域福祉計画は福祉に関する個別計画に共通する理念・方向性を定める位置づけとなっておりましたが、各個別計画と計画期間の周期がそろっておらず、同時期に整合性を確保して計画を策定することが困難となっていました。

次期計画の策定にあたっては、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：3年間）、第3次いしかわハートフルプラン（計画期間：3年間）と策定年度がそろっているほか、社会福祉法の改正により、地域福祉計画の福祉分野の上位計画としての位置づけが明確化されていることから、両計画とP D C Aサイクルの統一化を図るとともに、上位計画としての位置づけを勘案して、計画期間を設定する必要があります。

第4期計画の基本的考え方

1 第4期計画の基本的考え方

第4期計画においても、これまで掲げていた基本理念を継承するとともに、すべての市民に共有されるべき将来像としての「行動指針」と5つの基本目標を掲げ、施策・事業の展開につなげていきます。

基本理念

「だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、安心して暮らすことのできるまちをつくる」



行動指針

「住民がつくる身近な福祉コミュニティ」

日頃から声をかけ合える付き合いがあること、多くの住民が参加をしてお互いを知り合える地域活動を行うこと、困ったときには自然と助け合う、お互いさまの関係づくりができるること、このような「福祉コミュニティ」を目指します。

なお、わかちあいプランにおいても、「福祉コミュニティ」を創ることが基本理念に掲げられています。

2 基本目標

基本目標 I 安心と信頼のあるまちづくり

市民が安心して暮らしていくためには、必要な情報を容易に入手でき、困ったときに身近な窓口で気軽に相談でき、医療・介護・権利擁護の取組み等の必要な福祉サービスが適切に受けられることが必要です。

福祉ニーズが多様化している現状では、相談・支援の内容も多岐にわたるため、高齢者・障害者・子ども等の各福祉分野が互いに連携し、質の高いサービスが提供できる仕組みづくりを進めます。

基本目標 II 参加と交流のまちづくり

地域福祉の考え方では、地域住民のすべてが福祉活動の受け手であると同時に福祉サービスの担い手となりえます。

本市では、社会福祉協議会等各関係団体と協力しながら、自治（町）会など地縁を中心とした組織・団体やボランティア・NPO 等市民活動への参加がしやすい仕組みづくりに取り組んでいます。地域福祉活動に関心があるものの、活動への参加が難しいという人々を含め、一人でも多くの市民が地域活動に参加することのできる仕組みを整備し、活動の活性化を図ることが必要です。

また、地震、台風等による自然災害発生時における被害軽減については、平時から顔のみえる関係づくりなど地域の防災力を高めておくことが必要であり、公助だけではない支援体制の整備も課題となっています。

本市としては、自治（町）会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等各関係機関との連携を一層強化し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる生活環境の整備に取り組むことにより、交流を通じた地域の関係づくり、地域での支え合いを促進します。

基本目標Ⅲ 安全とうるおいのあるまちづくり

急速に進む高齢社会への対応や、障害の有無に関わらずすべての人が住みやすく行動しやすいまちづくりを進めるため、引き続きバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいて生活環境を整備することが重要です。

また、振り込め詐欺や悪質な訪問販売といった犯罪の被害者保護などが課題となつており、自治（町）会が取り組んでいる地域住民による防犯活動など、地域ぐるみでの取組みを進める必要があります。

本市としては、自治（町）会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等各関係機関との連携を一層強化し、ボランティアやNPOの協力を得て、すべての市民が安全で快適に暮らすことのできる生活環境の整備に向けて取り組みます。

基本目標Ⅳ 自立と生きがいづくり

自立した生活を送るための基盤である「健康」を維持するためには、世代を問わず市民一人ひとりが日頃から規則正しい食生活や適度な運動等を行うことが大切です。本市としては、市民、ボランティア、地域団体等と協働し、健康関連情報の提供等さまざまな健康づくり事業に取り組んでいます。

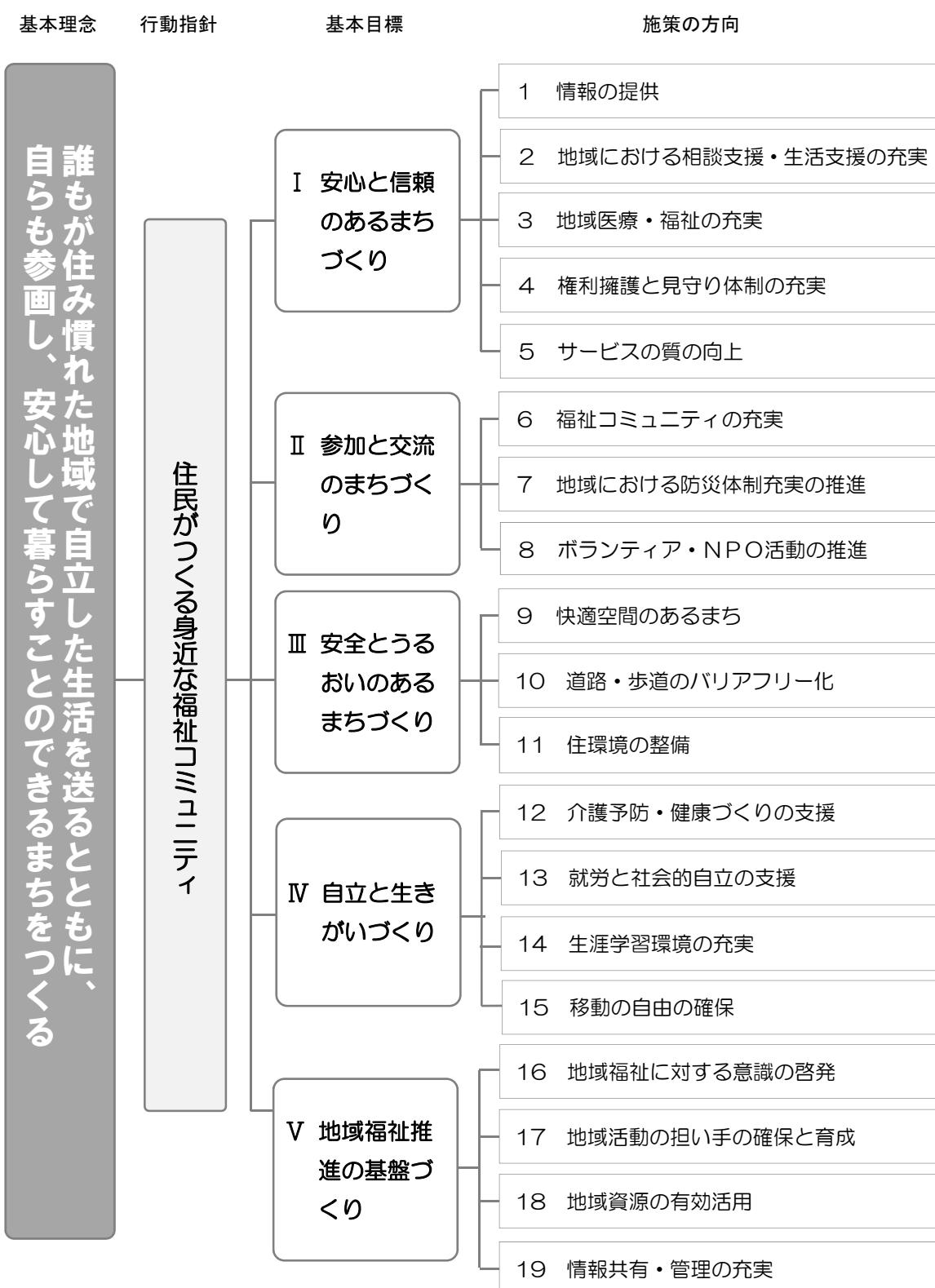
一方、市民一人ひとりが生きがいをもって日常生活を送るためには、就労支援や生涯学習環境の充実が必要です。また、生活困窮者など社会的な自立支援が必要な人にに対する支援を行い、健康で自立した生活を送ることができる環境づくりを進めます。

基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり

基本目標Ⅰ～Ⅳの達成に向けては、それぞれの施策及び事業を推進することが不可欠ですが、それぞれの施策及び事業に共通する課題を解決し、共通して必要とされる取組みを効果的に進めることが重要です。そこで、地域を横断する視点で取組みを行い、実効性のある地域福祉推進の基盤づくりを進めます。

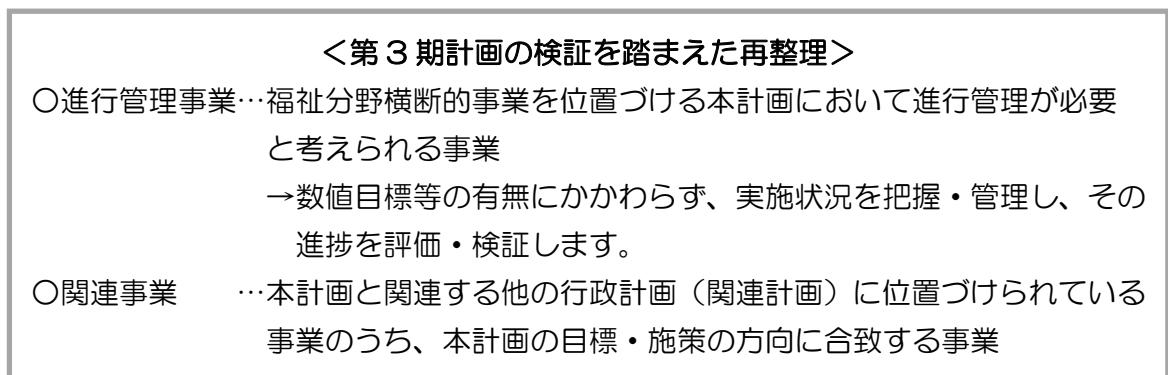
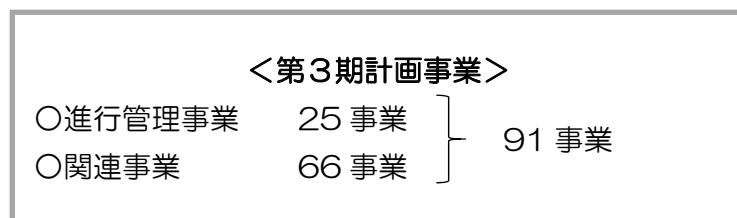
3 施策の展開

本計画は、基本理念を実現するために5つの基本目標を設定し、それぞれの目標達成に向けて19の施策を推進します。



4 計画事業の選定にあたって

第4期計画の事業選定にあたり、第3期計画の検証を踏まえて事業を再整理するとともに、第3期計画策定以降の法改正及び国の通知(4・5 ページ)、本市が抱える主要課題(56～58 ページ)を踏まえた新規事業を加え、計画事業と位置づけました。



基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり

施策の方向1 情報の提供

【施策の方向のポイント】

高齢者や障害者をはじめ、支援を必要とする人が、自分に適したサービスを自らの意思で選択できるようにするために、誰でもわかりやすく利用しやすい情報の提供が求められます。本市では、「市民便利帳」や「福祉のしおり」等を作成するとともに、広報いちかわを利用した広報活動、インターネットの活用による福祉情報の提供・啓発を行っています。今後とも、インターネットや広報いちかわ等のさまざまな媒体による情報の提供・啓発を進め、市民が地域福祉に関して必要な情報をいつでも入手し利用できる体制づくりを図ります。

【役割分担】

自助

- ・地域住民自らが情報を得る努力をする。
- ・情報提供の媒体を知っておく。

互助・共助

- ・自治（町）会の掲示板や回覧板を活用して情報を提供する。
- ・集会やイベント等を通じて情報を提供する。

公助

- ・様々なツールを活用し、市民へ情報を提供する。
- ・情報の受け手にとって分かりやすい情報提供を実施する。

【事業】

事業名 〔所管課〕	1. 地域福祉に関する情報発信 〔 調整中 〕
事業概要	市公式 Web サイト・広報誌・チラシ等により、福祉に関してわかりやすい情報を発信します。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市子ども・子育て支援事業計画	○子育てガイドブック ○子育て応援サイト事業

施策の方向 2 地域における相談支援・生活支援の充実

【施策の方向のポイント】

高齢者・障害者・子育て家庭等、さまざまな人に対し、包括的・総合的な相談支援ができるよう環境づくりをします。また、必要とする方が、日常生活支援を受けることができるよう、体制の充実を図ります。

【役割分担】

自 助

- ・悩みごとについて、ひとりで悩まず相談する。
- ・最寄りの相談窓口を知るように努める。

互 助・共 助

- ・地区社会福祉協議会は、民生委員・児童委員等と積極的に連携して地域の身近な相談窓口の充実を図る。
- ・高齢者・障害・子育て等の分野の地域の関係機関と連携していく。
- ・「お互いさま事業」^{*}の実施に向け検討を進める。

公 助

- ・地域とのネットワークを強化し、各分野の関係機関がスムーズに対応できるようにする。
- ・対象者別の総合相談窓口があることを周知するとともに、地域との連携を図っていく。
- ・包括的・総合的な相談支援ができるよう体制づくりをする。
- ・多様な担い手による多様なサービスの充実を図っていく。

【事業】

事業名 〔所管課〕	2. 相談支援体制の推進 〔福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課、 障害者支援課、生活支援課、子育て支援課、発達支援課〕						
事業概要	相談支援について、分野を横断した連携を強化し、包括的・総合的な相談支援が行えるよう体制づくりを進めます。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
包括的・総合的 相談支援に係る 指針の策定・運用	—	指針の 策定	指針に 基づく 実施	指針に 基づく 実施	指針の 見直し	指針に 基づく 実施	指針に 基づく 実施

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市高齢者福祉・介護保険事業計画	○高齢者サポートセンター（地域包括支援セ ンター）の機能強化と相談窓口の充実
第3次いちかわハートフルプラン	○相談支援グループスーパービジョン ○障害児者相談支援ガイドライン研修
市川市子ども・子育て支援事業計画	○子ども家庭総合支援センター事業 ○家庭児童相談事業 ○こども発達相談室事業

施策の方向3 地域医療・福祉の充実

【施策の方向のポイント】

一人ひとりの市民が住み慣れた地域でできる限り暮らし続けることを支援するため、医療と福祉の連携による在宅医療の促進を図ります。

また、休日や夜間等、市民が緊急に診察・治療が必要となった場合でも安心して医療サービスを利用できるよう、救急医療知識の普及啓発や身近な地域の急病診療所機能の充実を目指します。

今後、増加が予測されている認知症は誰もがかかる可能性のある病気です。早期診断・早期対応を実現し、認知症の人やその家族を支援する体制を整えるとともに、地域住民の認知症に対する知識の普及啓発の促進を図ります。

【役割分担】

自 助

- ・かかりつけ医を持つ。
- ・在宅医療や介護保険制度の概要を知るとともに、自分の住む地域の診療所や病院、介護サービス事業所等を把握する。
- ・人生の最終段階の過ごし方を考える。
- ・在宅医療について認識を深める。

互 助・共 助

- ・在宅医療について周知する。

公 助

- ・在宅医療の普及啓発を図る。
- ・緊急時の医療体制の整備と周知を推進する。
- ・在宅医療や福祉に関する相談体制を整える。
- ・医療と福祉の連携を図る。
- ・認知症に対する理解が深まるよう、市民に啓発する。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市健康増進計画 健康いちかわ21	<ul style="list-style-type: none"> ○急病診療所等運営事業 ○急病医療情報案内 (あんしんホットダイヤル) 事業
市川市高齢者福祉・介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応等の検討 ○認知症の啓発活動
第3次いちかわハートフルプラン	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業 ○医療的ケアに関する研修

施策の方向 4 権利擁護と見守り体制の充実

【施策の方向のポイント】

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者、子ども等が必要な支援を受けることができず、権利を侵害されることがあります。本市では現在、支援が必要な人への地域での積極的な見守り活動が展開されています。

地域で生活する判断能力が十分ではない人々の権利を擁護し、自らの能力に応じて自立した生活を送ることができるよう、見守り活動に関する職員に対して、専門機関や県などが実施する研修会への参加を促します。また、本市主催の研修も実施し、地域住民及び関係機関の対応能力の向上を図ります。

【役割分担】

自助

- ・地域の見守り活動へ積極的に参加する。
- ・隣近所の異変に気づいたら、民生委員・児童委員や行政に連絡する。
- ・認知症について理解を深める。
- ・日常生活自立支援事業と成年後見制度について知る。
- ・市民後見人制度を知る。

互助・共助

- ・福祉サービスを必要とする人に制度の案内及び行政への連絡を行う。
- ・民生委員・児童委員を中心とした見守り活動を充実させる。
- ・介護や子育ての悩みを聞く場を確保する。
- ・認知症に関する正しい知識と理解を得られる研修会を開催する。
- ・成年後見制度や市民後見人の認識を深めるための研修を開催する。

公 助

- ・緊急通報装置（あんしん電話）の普及に努める。
- ・高齢者、障害者、子ども等への虐待に対応し、相談窓口の周知等を通して防止に努める。
- ・認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発を行う。
- ・成年後見制度利用支援事業の推進を図る。
- ・日常生活自立支援事業と成年後見制度のPRを行い、利用の促進を図る。
- ・成年後見制度の活用を促進するため、後見センターの設置を目指し、成年後見制度利用と後見支援の基盤づくり（成年後見制度に関する一連の手続きの支援、後見人養成（市民後見人）及び活動のバックアップ等）を推進する。
- ・成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画の策定の検討を行う。

【事業】

事業名 〔所管課〕	3. 成年後見制度利用支援事業 〔介護福祉課、障害者支援課〕						
事業概要	知的障害や精神障害及び認知症などの理由で判断能力が十分でない人が成年後見制度を活用するためのPRや啓発活動、相談支援等を行います。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
①相談件数	1,327	1,460	1,460	1,460	1,570	1,570	1,570
②PR・啓発活動 の実施回数 (研修開催数)	8	10	10	10	12	12	12

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市高齢者福祉・介護保険事業計画	○高齢者虐待相談窓口
第3次いちかわハートフルプラン	○障害者虐待防止センター ○障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議
市川市子ども・子育て支援事業計画	○子どもの権利保障啓発事業 ○要保護児童への支援事業 (要保護児童対策地域協議会)

施策の方向 5 サービスの質の向上

【施策の方向のポイント】

福祉サービスの利用者が安心してサービスを選択、利用するためには、事業所情報の開示や苦情解決、第三者評価等の取組みを進め、サービスの質の向上を図る必要があります。サービス提供事業者自身による取組みに加え、評価の必要性の周知や利用者からの相談に対応するなど、本市としての取組みを進めます。

【役割分担】

自 助

- ・福祉サービスの正しい利用方法や仕組みを学ぶ。
- ・意見や苦情をきちんと伝える。
- ・事業者の選択は慎重に行う。

互助・共助

- ・利用者のサービスを選択するために必要な情報を公開する。
- ・苦情解決のための窓口を設置する。
- ・利用者ニーズや満足度を把握するための調査や、県の第三者評価制度を積極的に活用し、サービスの質の向上に取り組む。
- ・利用者家族や地域住民との交流機会を設け、開かれた事業経営を行う。

公 助

- ・福祉サービスに関する市民からの相談を通して、事業者の育成・指導を行い、質の改善に努める。
- ・市民が安心してサービスを選択して利用できるように、県の第三者評価制度を周知する。
- ・事業者の資質向上のための研修会等を実施する。
- ・地域密着型サービス等を提供する事業者が、事業の適切な運営や利用しやすいサービス提供ができるよう、指導及び監督を行う。
- ・アンケート調査の実施等により、市民の意向の把握に努め、事業の改善に努める。
- ・行政評価の実施により、目標の達成度や費用対効果を客観的に把握し、サービスの提供方法やサービス主体について、事業の改善を図る。

【事業】

事業名 〔所管課〕	4. 福祉サービス苦情解決事業 〔子育て支援課〕
事業概要	本市が所有する福祉施設での利用者の苦情解決を行うため、各福祉施設に苦情解決責任者、担当者を置き、苦情解決に努めます。また、苦情の解決を中立かつ公平に行うため、第三者委員を選任します。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市高齢者福祉・介護保険事業計画	○介護給付等費用適正化事業の推進 ○介護サービス事業者に対する指導・監督に関する取り組み
市川市子ども・子育て支援事業計画	○保育園の第三者機関評価事業 ○発達障害の理解と支援のための研修

施策の方向 6 福祉コミュニティの充実

【施策の方向のポイント】

地域福祉の発展のためには、身近な地域で地域住民同士が支え合い、助け合いながら活動を展開することが必要です。本市では、身近な地域における助け合い活動の充実のため、地域ケアシステム推進事業やコミュニティワーカーの配置を中心とした取組みを進めており、地域において支援を必要とする人に対する支え合いの輪を広げ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる福祉コミュニティを目指します。

また、身近な地域での住民同士の交流を深め、地域福祉活動を充実させるため、地域住民の自治（町）会への加入促進に努めます。

【役割分担】

自助

- ・日常の散歩やゴミ出し、出勤時や地域の行事等の際に挨拶をする。
- ・自治（町）会等に加入し、自分が住む地域の活動に参加する。
- ・サークルや趣味の会、ボランティア活動等に参加し、多様なつながりをつくる。

互助・共助

- ・自治（町）会や地区社会福祉協議会等で、顔見知りの地域づくりに取り組む。
- ・世代を越えて参加できる、楽しく参加できる季節の行事や祭り等の行事を開催する。
- ・市民同士で活動・イベント等に誘い合う。
- ・自治（町）会や地区社会福祉協議会等は、活動や出会いのきっかけとなる場の情報を地域に発信する。
- ・地区社会福祉協議会は、市川市社会福祉協議会やコミュニティワーカーを周知する。
- ・民生委員や地域住民による日常的な見守り活動を行う。

公助

- ・市民自治組織の健全な発展と活発なコミュニティ活動を支援するため、自治（町）会活動、地区社会福祉協議会の活動に対する支援を行う。
- ・高齢者クラブ等の活動支援を通じて高齢者の交流活動を支援する。
- ・市民の誰もが参加しやすく、交流できる機会と場の提供をするとともに、生きがいや仲間づくりを促す生涯学習の機会や交流の場を充実する。
- ・コミュニティワーカーや地域ケアシステム等、福祉コミュニティに関する各種施策を周知する。

【事業】

事業名 〔所管課〕	5. 地域ケアシステム推進事業 〔地域支えあい課〕
事業概要	地域住民が主体となり、世代や分野を越えた地域課題を解決するためにサロン活動や見守り・個別支援を実施しています。地域で誰もが安心して自立した生活が送れるよう、今後益々重要な地域における支え合い活動の更なる発展に向けた取り組みを促進します。

事業名 〔所管課〕	6. コミュニティワーカーの配置 〔地域支えあい課〕
事業概要	地域における支え合い・助け合い活動の充実を図るために、活動について地域住民と一緒に考え、地域住民の取り組みを支援するコミュニティワーカーを配置します。

事業名 〔所管課〕	7. 学校と地域の連携推進 〔教育政策課、学校地域連携推進課、福祉政策課、地域支えあい課〕
事業概要	「地域とともにある学校」づくりを目指し、学校の学習や行事・地域の行事における相互交流などを通して、学校と地域が円滑に連携できるよう必要な支援を行います。

事業名 〔所管課〕	8. 自治（町）会の加入促進 〔地域振興課〕
事業概要	他市区町村からの転入者等へのパンフレットの配布、市民まつり・行徳まつり等のイベント時の啓発活動により、自治（町）会の加入を促進します。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市高齢者福祉・介護保険事業計画	○高齢者クラブへの支援
第3次いちかわハートフルプラン	○福祉の店運営支援事業 ○里見祭ハートフルツアー
市川市子ども・子育て支援事業計画	○ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

コラム 地域ケアシステム

近年、少子高齢化、核家族化の進行等により、人間関係が希薄化し、地域では昔からあった「向こう三軒両隣」など隣近所との付き合いや隣近所で助け合うといった場面も少なくなってきました。

このため、地域で支え合う新たなつながりや必要なサービスが総合的に提供される仕組みづくりが必要になり、地域を再生し、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して生活を続けられるための仕組みとして、平成13年度から本市独自の事業として「地域ケアシステム」がスタートしました。

地域ケアシステムは、市内14の小域福祉圏において、地域住民を中心となって創設された「地区社会福祉協議会」が活動の主体となって取り組んでいます。地域ケアシステムの活動を推進するため、「地域での支え合い」「身近な場所での相談」「行政の組織的な受け皿体制（行政による支援体制）」という3つの基本的な考え方に基づき、地域課題の話し合い、活動拠点での相談、情報の収集・発信等、地域住民や行政等が協働して福祉コミュニティの充実を図るためさまざまな取組みに挑戦しています。

地域ケアシステムの活動が活発になる中で、活動の場や担い手の確保、地域とのつながり・ネットワーク化、さらには引きこもりがちなひとり暮らしの高齢者や障害者への支援、災害時要援護者対策等、さまざまな課題が明らかになってきました。

地域ケアシステムの創設から10年以上が経過しましたが、その役割は、ますます重要性を増しています。地域の人間関係が希薄になる中で、高齢者に限らず支援を必要とする人を孤立させないために、「地域の輪の中に受け入れ、支え合う仕組み」を地域住民自身でつくることが地域ケアシステムです。

コラム コミュニティワーカー

コミュニティワーカーとは、地域住民が安心して暮らしていくよう、地域での支え合い・助け合い活動と一緒に考え、地域住民の取組みを応援する役割を持つ地域福祉の専門職です。市川市では4名を配置しており、14地区を分担しながらそれぞれの担当地区において、地域における担い手の養成、サービスの開発、関係者間のネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングする取組み等を実施することで、地域ケアシステムの充実を目指しています。

なお、コミュニティワーカーは介護保険制度の生活支援コーディネーターとして活動していますが、取組みの実施は本市が市川市社会福祉協議会に委託しており、市川市社会福祉協議会のわかちあいプランに基づく地域の取組みと一体となって、本市の地域福祉の発展に向けた取組みを行っています。

【主な活動内容】

- ・地域ケアシステムの運営支援
- ・地域住民の支え合い、見守りネットワーク構築の支援
- ・地域福祉の担い手の発掘や養成
- ・地域ニーズの発見システムの構築の支援
- ・新たな福祉活動の開発や活動の支援
- ・行政や関係機関との連絡調整
- ・サロン活動づくりの相談、サロン活動の支援

コラム 「地域とともににある学校」づくり

「地域とともににある学校」づくりを目指す仕組みの1つとして、学校運営協議会があります。

学校運営協議会とは、家庭・学校・地域・行政がともに手を携えて学校運営に参画し、一体となって質の高い教育を提供するためのもので、学識経験者・園長及び校長・教職員・保護者・地域住民・学校支援コーディネーターなど 15名以内の委員で学校運営に関する協議や意見交換を行います。

そして、地域住民・団体等がネットワーク化した「地域学校協働本部」が、学校と地域の協働活動の実現に取り組みます。

【協議の流れ】



学校運営協議会を設置している学校を「コミュニティ・スクール」といいます。本市ではモデル校を設置して、コミュニティ・スクール導入に係る研究を進めており、平成29年度のコミュニティ・スクール研究校は下記のとおりです。

- 第一中ブロック〔市川小学校／国府台小学校／中国分小学校／第一中学校〕
- 第四中ブロック〔中山小学校／若宮小学校／第四中学校〕
- 第六中ブロック〔鬼高小学校／稻荷木小学校／第六中学校〕
- 第八中ブロック〔平田小学校／鶴指小学校／大和田小学校／第八中学校〕
- 福栄中ブロック〔南新浜小学校／福栄小学校／福栄中学校〕
- 塩浜学園（平成28年度より継続）

施策の方向7 地域における防災体制充実の推進

【施策の方向のポイント】

大規模災害発生時の被害を小さくするため、平時においても、防災訓練を実施するなど顔の見える関係づくりが重要です。

アンケートにおいて、「地震や災害などが起きた場合の不安感」について9割を超える方が何かしらの不安を感じるなか、「ほとんど近所づきあいはない」方の割合が平成23年から増加していることや、「防災訓練への参加」が1割を下回っていることから、市民の防災意識の向上が求められます。

本市は避難行動要支援者名簿、減災マップ・洪水ハザードマップを使用し、市民の防災意識の向上を図るとともに、市総合防災訓練などの防災訓練を通じて、顔の見える関係づくりを基礎とした地域の防災体制が充実するよう推進に努めます。

【役割分担】

自助

- ・市や地域の防災訓練に参加する。
- ・防災等に関する情報取得手段を確保する。
- ・日頃から安全な避難ルートを確認しておく。
- ・災害時の家族の連絡方法を決めておく。
- ・非常持出袋の準備や医薬品・飲料水等の備蓄をしておく。

互助・共助

- ・日頃から声かけや見守りをする。
- ・避難時に支援が必要な方について把握し、その理解に努める。
- ・防災訓練を実施する。
- ・地域において避難方法や支援方法の情報を共有する。
- ・防災体制づくりにおいて自治（町）会や民生委員に協力する。

公助

- ・避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の把握に努める。
- ・避難行動要支援者名簿の活用体制の整備に努める。
- ・市総合防災訓練を実施する。
- ・減災マップ、洪水ハザードマップを配布するなど市民の防災意識向上を推進する。

【事業】

事業名 〔所管課〕	9. 避難行動要支援者対策事業 〔地域支えあい課、介護福祉課、障害者支援課〕						
事業概要	<p>災害の発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援等を実施するための名簿を作成します。</p> <p>また、平成30年4月の制度改正実施により、「地域全体で助け合う『共助意識』」、「支援を受けるため自ら地域とつながりを持つ『自助意識』」の向上を推進し、「避難行動要支援者名簿」を活用したいと考える避難支援等関係者へ提供する体制整備をします。また、平時における地域のつながりを促進します。</p>						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
新制度施行後の 名簿登録者数の 増加率 (対平成30年度比)	—	新制度 施行年度 の名簿 登録者数	+3%	+5%	+7%	+9%	+10%

事業名 〔所管課〕	10. 福祉避難所 〔福祉部〕						
事業概要	災害発生時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方の生活環境が確保されるよう、円滑な利用の確保等の体制整備に努めます。						

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連項目
市川市地域防災計画	

施策の方向8 ボランティア・NPO活動の推進

【施策の方向のポイント】

市内では、社会福祉協議会や自治（町）会といった地縁型の団体に加え、ボランティア団体やNPO団体が地域福祉の担い手として積極的に地域福祉活動を展開しています。福祉コミュニティの強化のため、本市はボランティア・NPO活動に関する市民へのPRを効果的に行います。

【役割分担】

自 助

- ・活動に参加する一人ひとりが主体的に、団体間、活動間のつながりづくりの活動を行う。
- ・地域でのイベントに率先して参加する。
- ・ボランティアの重要性や支え合いの大切さなどを理解する
- ・地域の一員として、できる範囲で、ボランティア活動に参加する。
- ・各種講座や研修会に積極的に参加する。

互助・共助

- ・市川市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会が中心となり、地域福祉活動を推進する。
- ・地域で活動するさまざまな団体が相互に交流する機会を設ける。
- ・ボランティアをしている人や団体等の人材育成や困りごとに対する支援を行う。

公 助

- ・地区社会福祉協議会の活動の充実を支援する。
- ・ボランティア団体やNPO団体を市民へ周知する。
- ・ボランティアが生まれる環境を整備する。

【事業】

事業名 〔所管課〕	11. ボランティア・NPO活動に関する情報提供 〔ボランティア・NPO課〕
事業概要	市公式webサイト及び広報誌等により、市内外で活動するボランティア・NPO等市民活動の情報を提供します。情報誌は年3回発行し、施設、学校等に配布しています。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市子ども・子育て支援事業計画	○いちかわ子育て支援ボランティア養成事業 ○中高年ボランティア事業（保育園）

基本目標Ⅲ 安全とうるおいのあるまちづくり

施策の方向 9 快適空間のあるまち

【施策の方向のポイント】

地域における犯罪被害の防止のため、防犯教室の開催や自治（町）会による自主的な防犯活動が行われてきましたが、空き巣やひったくりなどの身近な犯罪や、振り込め詐欺や悪質な訪問販売等の被害は多発しています。このような犯罪の被害を未然に防ぐために、啓発活動や相談体制の充実、消費者保護の取組みなどの各種防犯対策を引き続き実施することにより、地域住民の防犯意識を向上させるとともに、犯罪発生の抑止を目指します。

公園や緑地などの都市空間は、憩いの場や交流の場として地域住民に親しまれてきました。今後はこれらの機能に加え、防災拠点としてのあり方も期待されるため、着実な整備を進めます。

【役割分担】

自 助

- ・犯罪の起こりにくい地域をつくるために、日頃から近所同士や子どもたちと積極的に声をかけ合う。
- ・電話や訪問等による勧誘等で、少しでもおかしいと思うことがあった時は、家族や公的機関等に相談する。

互助・共助

- ・防犯パトロール等を行うグループ活動に取り組む。
- ・自治（町）会や民生委員、社会福祉協議会等が協力し、防災や防犯の勉強会、話し合いを行う。
- ・詐欺や悪質商法に関して回観板等を活用して住民の注意を喚起する。

公 助

- ・防犯灯や避難場所の案内板等、安心・安全な生活に直結する設備を整備する。
- ・防犯情報の周知を図り、防犯に対する市民の意識を啓発する。
- ・「防犯パトロール」等、市民の防犯活動を支援する。
- ・消費者の被害を未然に防ぐための啓発活動の実施や、被害に遭った後の解決に向けた相談体制の充実を図る。
- ・都市公園の再整備を進める。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市防犯まちづくり基本計画	○防犯に関する講演会等の開催 ○青色防犯パトロール活動団体への支援 ○防犯に関する相談窓口の提供

施策の方向 10 道路・歩道のバリアフリー化

【施策の方向のポイント】

誰もが地域で安心して楽しく暮らすためには、日常生活の中で外出の制約を受けることのないよう、誰にとっても利用しやすい道路・歩道や公共施設等の整備を進める必要があります。

道路・歩道をはじめとする公共施設や交通機関等のバリアフリー化を進め、高齢者や身体障害者、乳幼児連れの保護者等が安心して安全に外出できる環境整備に努めます。

【役割分担】

自助

- ・自分の住む地域の道路・歩道について高齢者や障害者、乳幼児連れの保護者等の気持ちに立って考える。
- ・行政や地域が開催するバリアフリー学習の場に積極的に参加する。
- ・身近なところで通行障害がある場合は行政に相談する。
- ・違法や迷惑となる駐車・駐輪をしない。

互助・共助

- ・地域の中にあるバリアフリーニーズを把握する。
- ・ボランティアによる道路の清掃や放置自転車等の整理など通行障害の解消を図る。
- ・事業者による駐車場・駐輪場の整備を進める。

公助

- ・道路・歩道の整備を行う。
- ・放置自転車等の通行障害を排除する。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市交通バリアフリー基本構想	○人にやさしい道づくり重点地区整備事業
市川市総合交通計画	○公共交通バリアフリー化の促進 ○放置自転車対策の推進

施策の方向 11 住環境の整備

【施策の方向のポイント】

高齢者や障害者向けの住まいとして、加齢や障害といった一人ひとりの身体状況に応じて暮らしやすい構造で、介護者の負担が軽減されるような住宅が必要です。慣れ親しんだ住宅（地域）でいつまでも安心して住み続けられるよう、手すりの取付け工事や段差解消等、住宅改修に要する費用の一部を助成するなど、住環境の整備を図ります。

【役割分担】

自 助

- ・自分の住む住宅について高齢者や障害者になったときのことを意識する。
- ・行政や地域が開催するバリアフリーに関する学習の場に積極的に参加する。
- ・家具転倒防止器具を取り付ける。
- ・火災予防条例で義務づけられた火災警報器等を設置する。

互 助・共 助

- ・高齢者や障害者向け住宅について地域住民の理解を深める。
- ・バリアフリー相談を実施する。
- ・事業者はバリアフリーの情報を提供し、相談に応じるように努める。

公 助

- ・住宅の改造等に係る資金の助成等についての情報提供をする。
- ・高齢者や障害者向け住宅の入居支援に努める。
- ・住宅改修事業者の情報を提供する。
- ・家具転倒防止器具等取付費等の補助を行う。
- ・火災等の災害から高齢者等の身を守るために警報器の普及に努める。

【事業】

事業名 〔所管課〕	12. 住宅改修費の助成事業 〔介護福祉課、障害者支援課〕						
事業概要	高齢者・障害者の身体状況に対応した住宅改修に要する費用に対し、助成金を交付します。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
申請件数	1,217	1,220	1,230	1,240	1,250	1,260	1,270

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市住生活基本計画	○あんしん住宅助成（バリアフリー改修） ○リフォーム相談窓口開設
市川市高齢者福祉・介護保険事業計画	○高齢者民間賃貸住宅あっせん制度 ○特別養護老人ホーム等の福祉施設の確保

施策の方向 12 介護予防・健康づくりの支援

【施策の方向のポイント】

住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けるためには、市民一人ひとりが自らの健康づくりの重要性について認識し、健康寿命を延伸するために活動を実践することが必要です。本市は、健康増進に関する教室等の開催や健康相談等の充実により、市民の健康づくりの意識をさらに高め、健康維持や体力向上を図ります。また、利用しやすい教室等の日時・場所の検討及び関連部署との連携を進め、広報啓発を強化します。

一方、社会情勢の変動等の影響により、うつ病等の心の病に悩む人々や、貴重な命を自ら絶つ人も少なくありません。身体の変調の早期発見・早期対応のための相談体制の強化や、命の大切さについての意識を高めるための取組みを推進します。

【役割分担】

自助

- ・自らが健康意識をもつ。
- ・三食規則正しい生活を心がける。
- ・適度な運動で体を動かす。
- ・十分な睡眠をとる。
- ・趣味や楽しみを持つ。
- ・日頃から地域行事などの社会参加を心がける。
- ・健康教室や介護予防教室に参加する。
- ・かかりつけ医を持つ。
- ・自分自身がかけがえのない存在であるという意識をもつ。
- ・悩みごとを相談するという意識をもつ。

互助・共助

- ・地域で健康教室や介護予防教室を開催する。
- ・地域の施設における受動喫煙の防止に努める。
- ・地域住民を対象としたヘルスケア・デンタルケアイベントを開催する。

公助

- ・介護予防活動の重要性を周知する。
- ・地域住民が主体となって行う介護予防活動（市川みんなで体操など）を支援する。
- ・イベント等で健康意識の啓発を実施する。
- ・悩みごとに対する相談体制を整備する。
- ・スポーツ等、体を動かす場所を確保する。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市健康増進計画 健康いちかわ21	○健康マイレージ事業 ○健康スポーツ教室事業
市川市高齢者福祉・介護保険事業計画	○介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防活動支援事業
第3次いちかわハートフルプラン	○障害者スポーツ事業
市川市子ども・子育て支援事業計画	○母子訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業） ○4か月赤ちゃん講座 ○利用者支援事業（母子保健型）

施策の方向 13 就労と社会的自立の支援

【施策の方向のポイント】

地域で暮らす住民一人ひとりが生きがいをもって、自立した生活を送るためには、それぞれの希望に応じて就労できる環境づくりが必要です。就労のための相談や、高齢者、障害者、ひとり親の就業機会の拡大に向けた取組み等により、就労支援を行います。

また、高齢者、障害者、ひとり親家庭で生活に困難を抱えている人や生活困窮者に対し、社会的に自立できるよう支援します。

【役割分担】

自助

- ・仕事を通した生きがいづくりを進める。
- ・地域や社会への貢献意識をもつ。
- ・就労意欲をもち、自立できるよう努める。

互助・共助

- ・身近な就業情報を発信する。
- ・事業者は法律を遵守して、高齢者や障害者等の就労を支援する。
- ・高齢者・障害者を雇用している事業者・事業所を応援する。
- ・生活に困難を抱えている人やその家族を地域で見守り支え合い、必要に応じて行政と連携する。

公助

- ・就労相談を実施する。
- ・企業と連携し、高齢者・障害者・ひとり親の就業機会を斡旋する。
- ・高齢者・障害者・ひとり親を対象とした職業訓練の場を提供する。
- ・事業者の高齢者・障害者雇用を促進する。
- ・住民一人ひとりが地域で自立した生活ができるように支援する。
- ・生活困窮者が自立した生活を実現できるように支援する。

【事業】

事業名 〔所管課〕	13. 生活困窮者自立支援 〔生活支援課〕						
事業概要	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の相談窓口「市川市生活サポートセンターそら」において、自立した生活の実現に向けた各種支援、関係機関の紹介、情報提供などを行います。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
自立相談支援事業 における新規相談 受理件数	448	450	460	470	480	490	500

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市高齢者福祉・介護保険事業計画	○シルバー人材センター事業
第3次いちかわハートフルプラン	○優先調達推進事業 ○就労支援に関わる研修 ○チャレンジドオフィスいちかわ ○雇用促進事業（障害者就労支援）
市川市子ども・子育て支援事業計画	○ひとり親相談事業 ○ひとり親家庭自立支援事業

コラム 生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法の施行を受け、平成27年度から始まった制度です。

社会情勢が変化する中で、これまで支援が十分ではなかった生活保護受給者以外で生活に困窮されている方への支援(第2のセーフティネット)を強化する趣旨のものです。

本市では、南八幡仮設庁舎1階に相談窓口「市川市生活サポートセンターそら」を設置し、以下の支援を行っています。

事業名	概要
自立相談支援事業	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなる者及びそのおそれのある者（生活困窮者）に対し、生活保護に至る前の段階で困窮状態から早期自立できるよう、包括的・継続的な支援を行う。
住居確保給付金	離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者または喪失するおそれのある者を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。
就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備として、基礎能力の形成を目的とした日常生活自立、社会生活自立、就労自立に関する支援までを計画的かつ一貫して行う。
一時生活支援事業	住居がない者及び日常生活を営むための物資が必要な者を対象として「宿泊場所の供与」「衣服や食料等の貸与・供与」「生活安定後における適切な支援機関への繋ぎ」「一般就労への結びつけ」等のサポートを行うことで自立した生活の再建を図る。
家計相談支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務管理に関する支援、貸付のあっせん等、家計支援計画の作成に基づき総合的に支援を実施し、また、相談者の家計管理意欲を引き出す取組みを行う。

施策の方向 14 生涯学習環境の充実

【施策の方向のポイント】

地域で暮らす住民一人ひとりが、生涯にわたって、多様な人と交流し、心豊かに健康で充実した生活を送ることができるよう、文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動などを通じて生きがいを持つことができる環境の充実を図ります。

【役割分担】

自助

- 各種講座など生涯学習の場に積極的に参加する。
- 自分の知識や経験を地域で生かす。

互助・共助

- 生涯学習に関する情報発信やPR活動を行う。
- シニア世代などを対象に、呼びかけ、生涯学習活動への参加を促す。

公助

- 生涯学習に関する情報提供を行うとともに、気軽に活動へ参加できる環境を整備する。
- シニアカレッジ等の各種講座・イベントの開催など、生涯学習の活動の場の充実を図り、生きがいづくりを支援する。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
市川市生涯学習推進計画	○いちかわ市民アカデミー講座事業 ○公民館主催講座活動事業
市川市高齢者福祉・介護保険事業計画	○生きがい事業 ○シニアカレッジ教養講座
第3次いちかわハートフルプラン	○市主催講座・講演等における合理的配慮の推進 ○図書館の障害者資料製作・収集事業 ○障害者文化講座

施策の方向 15 移動の自由の確保

【施策の方向のポイント】

地域には、加齢や障害によって移動が困難となり、社会生活や地域での交流が阻害されている人がいます。高齢者や障害者等、自身での移動が困難な人の移動を支援し、地域で自分らしく生き、社会参加の機会を確保することが必要です。移動困難者の移動を支援するための福祉有償運送事業の普及促進を図ることにより、移動の自由を確保します。

【役割分担】

自 助

- ・高齢者・障害者の移動に協力する。
- ・気軽に移動の手助けを頼めるような人間関係を構築する。

互助・共助

- ・地域の高齢者・障害者の移送ニーズを把握し、移動困難者の状況を理解する。
- ・NPO・ボランティア団体・福祉事業者等による移送サービスの立ち上げをさらに検討する。

公 助

- ・福祉有償運送事業の普及促進を図る。
- ・高齢者や障害者の移動支援に関する事業の周知を図る。

【事業】

事業名 〔所管課〕	14. 移動サービスの支援事業 〔福祉政策課〕						
事業概要	高齢者や障害者等の「移動困難者」が自由に外出できるよう、移動サービス事業者の増加に向けた支援や地域で移動サービスが利用できるような支援を行います。						
数値目標等	現状 (29年度)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
福祉有償運送運営事業者数	7	8	9	10	11	12	13

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
第3次いちかわハートフルプラン	○福祉タクシー事業

施策の方向 16 地域福祉に対する意識の啓発

【施策の方向のポイント】

「だれもが安心して暮らし続けることができる地域づくり」という考え方には、制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民自らが福祉に参画することによって実現されます。そのためには、子どもたちを含めた市民一人ひとりが地域福祉に関心をもち、地域の課題を自分の課題として考えることが必要です。また、地域に暮らすさまざまな立場の人について、あらゆる偏見や差別をなくし、理解・尊重することが必要です。本市は、地域福祉に対する市民一人ひとりの意識を高めるための取組みを推進します。

【役割分担】

自助

- ・イベントに参加する等福祉に対して興味・関心をもつ。
- ・自らのもつ知識・技術を活用し、地域に貢献する役割を認識する。
- ・高齢者や障害者など、支援を必要としている人に対する理解を深める。

互助・共助

- ・地域住民を対象に福祉学習の機会を設ける。
- ・地域の中でリーダーとなる人材の発掘・育成に努める。
- ・地域の既存の団体の地域福祉に対する意識向上に取り組む。
- ・地域のイベントで車椅子や目隠し歩行の体験を通じて福祉の重要性を啓発する。

公助

- ・地域福祉に対する啓発を行う。
- ・福祉に関する学習会を定期的に開催し、啓発に努める。
- ・施設の見学、体験を通じて啓発に努める。
- ・子どもたちの思いやりの心を育むなど、学校の教育活動全体を通じて、心の教育を行う。
- ・総合的な学習の時間等を活用した福祉に関する教育に取り組むなど、学校における福祉教育を行う。

【事業】

事業名 〔所管課〕	15. 地域福祉の啓発 〔 調整中 〕
事業概要	誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていく地域社会づくりをさらに進めるため、地域ケアシステムの認知度向上に努めるとともに、その背景や必要性について、市公式 web サイト・広報誌・ワークショップ等により、市民一人ひとりの意識啓発に取り組みます。

【この施策の方向の関連計画、主な関連事業】

計画名	主な関連事業
第3次いちかわハートフルプラン	○障害に関する理解啓発事業

* コラム * 福祉教育

市民一人ひとりが地域福祉に関心をもち、地域の課題を自分の課題として考えるようになるためには、次代を担う子どもたちが、思いやりの心を育て、助けあいと連携の意識を培えるよう、福祉教育を行っていくことが求められています。

本市では、県と市の福祉教育推進校の指定により、千葉県社会福祉協議会・市川市社会福祉協議会・千葉県教育委員会・市川市教育委員会が協力し、学校における福祉教育を支援しています。また、各学校では、総合的な学習の時間等を通して、それぞれの特色を生かした福祉教育も行われています。

【各学校における取組例】

- ・お年寄りとの交流（昔遊び・戦争体験のお話等）
- ・保育実習（中学生が保育園や幼稚園で読み聞かせ等の活動を行う）
- ・車椅子体験
- ・目隠し体験
- ・地域の介護福祉士をゲストティーチャーに招く「お年寄りサポーター教室」
- ・複合施設（ケアハウス・デイサービス・保育園）との交流

また、今後は、学校と地域の連携を推進していくことにより、地域と連携した福祉教育が円滑に行われる環境づくりに取り組んでいきます（77・79 ページ参照）。

施策の方向 17 地域活動の担い手の確保と育成

【施策の方向のポイント】

地域福祉の推進にあたっては、活動に取り組む担い手の確保が不可欠であり、各地域の共通の課題としても担い手の確保や育成が挙げられています。地域活動に関心をもっている人が容易に参加できる仕組みを構築するなど、地域福祉活動の活性化を進めるため地域活動の担い手の確保及び育成に向けて取り組みます。

【役割分担】

自 助

- ・市民一人ひとりが地域に貢献する役割を担っていることを認識する。
- ・愛着のもてる地域づくり・まちづくりに努める。

互助・共助

- ・地域で実践している活動を広く地域住民に周知するとともに、積極的な参加を呼びかける。
- ・地域ケアシステムの相談員に対し、適切な研修を実施する。

公 助

- ・地域活動の担い手を育成し、福祉関係部門で情報を共有し、活用する。
- ・新たな担い手の育成とともに、モチベーションを維持するため方策も検討する。

【事業】

事業名 〔所管課〕	16. 地域活動の担い手養成研修 〔地域支えあい課〕						
事業概要	介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスBをはじめとする地域活動の担い手を養成するための研修を実施します。また、研修修了者への地域活動の担い手としての登録の意向確認、関係団体への情報提供など、実際の地域福祉活動につなげる仕組みづくりを行います。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
研修受講者数	一						

事業名 〔所管課〕	17. 相談員育成の支援（地域ケアシステム推進事業） 〔地域支えあい課〕						
事業概要	地域ケアシステムの相談員としての意識、情報力、スキルアップに向けての取組みが相談員間や地区間で偏りが生じないよう、また、相談員相互の交流の場を確保できるよう、総合的な研修会等の企画・実施を支援します。						

※ 『地域活動の担い手養成研修』については、平成 30 年度新規事業として提案中であるため、実施が確定しておりません。

施策の方向 18 地域資源の有効活用

【施策の方向のポイント】

地域における福祉コミュニティを活発にするためには、住民が気軽に集まり、交流することのできる場が必要です。また、地域におけるサークル活動や生涯学習ニーズの高まりに対応することが求められています。これらの取組みに対応できる地域の活動拠点等を充実することにより、地域活動の活性化を図り、交流の場としても活用します。

【役割分担】

自 助

- ・地域で過ごす時間を設けるよう工夫する。
- ・地域や行政が開催するイベントへ積極的に参加する。
- ・地域におけるサークル活動や講演会に積極的に参加する。
- ・地域の活動拠点について認識する。

互 助・共 助

- ・地域住民に愛される地域づくり・まちづくりに努める。
- ・地域にある施設・空き部屋・空き店舗の活用や出前講座等によって住民が参加しやすい楽しい場づくりを進める。
- ・地域ケアシステムの相談員のスキルアップを図り、地域に周知する。
- ・気軽に参加できる身近な場所でふれあい・いきいきサロン、子育てサロン等の充実に努める。
- ・拠点に関する地域情報の提供・提案を行う。
- ・地域の伝統文化を尊重し、継承に努める。

公助

- ・市民が参加しやすい楽しい場づくりを行う。
- ・市民参加のまちづくり活動を推進する。
- ・地域文化の振興や伝統文化の伝承の支援を行う。
- ・市民にとって魅力ある公共施設になるよう努める。
- ・学校・公民館等の公共施設の活用に向けて、状況把握・情報提供・検討依頼を計画的に進める。
- ・地域の情報や提案について検討・支援する。
- ・地域の活動拠点についての情報を提供する。

【事業】

事業名 〔所管課〕	18. 地域活動応援制度の創設・実施 〔福祉政策課、地域支えあい課〕						
事業概要	地域貢献・地域交流の一環として地域活動の場を定期的に提供する民間団体（社会福祉法人、民間企業等）を募集します。また、提供された場に関する情報を、近隣の地区社会福祉協議会等に提供することにより、地域福祉活動の活性化を支援します。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
提供施設数	—	5	10	15	17	19	20

事業名 〔所管課〕	19. 地域活動拠点の整備（地域ケアシステム推進事業） 〔地域支えあい課〕						
事業概要	地域住民が安心して地域活動が行えるよう、活動の足場である拠点の環境整備に努めます。						

事業名 〔所管課〕	20. 団地集会所の開放 〔市営住宅課〕
事業概要	団地集会所を団地住民だけでなく、公益に資する活動を行っている団体（自治会等）にも開放して、さまざまな活動ができるようにします。

事業名 〔所管課〕	21. 地域資源のネットワークづくり（地域ケアシステム） 〔地域支えあい課〕
事業概要	地域ケアシステム推進連絡会議等に期待されているプラットフォーム化の機能を活かし、さまざまな地域福祉活動に関わる人材・施設・情報等の福祉資源のネットワークづくりに努めます。

コラム プラットフォームとは

プラットフォームとは、一般的には駅で人が自由に乗り降りする場所のことを指しますが、ここでは関係者が自由に出たり、入ったりして検討・連携していく場を意味しています。

例えば、地域の生活課題や福祉課題を解決するためには、その課題に関する住民や団体、機関等が集まり（乗る）、解決策を検討することになります。解決が難しい場合、さらに集まる関係者の輪を広げていく（乗る）ことも必要になり、解決につながった場合は出していく（降りる）ことになります。また新たな課題が生じたときは、その課題の解決に必要な関係者が集まり（乗る）、検討を行うことになります。

施策の方向 19 情報共有・管理の充実

【施策の方向のポイント】

効果的に地域活動を推進するためには、地域で活動するさまざまな人や団体と行政との間の情報交換や情報共有が欠かせません。しかし、個人情報保護に関する過剰反応の影響でひとり暮らしの高齢者や要配慮者の把握が困難になっています。地域住民や地域の福祉関係者等に対して個人情報保護法制の趣旨と情報の共有化の必要性を周知する必要があります。

また、地域のボランティア・市民活動団体の活動情報を共有し、情報を必要とする人が必要なときに得られる仕組みをつくる必要があります。

ひとり暮らしの高齢者や要配慮者に関わる情報把握・共有化を円滑に実施し、それらの情報を地域活動組織・団体と行政が適切に共有できる仕組みをつくっていきます。

【役割分担】

自助

- ・地域活動の推進のために意義のある情報を提供する。
- ・個人情報保護の重要性についての認識をもつ。

互助・共助

- ・地域活動に関わる個人情報の取扱いについて、当事者を含めて一定のルール化を図る。
- ・小域福祉圏における地区ごとの活動情報を共有できる仕組みづくりを行う。

公助

- ・地域活動の担い手・団体と必要な情報を共有する。
- ・地域活動を担う人々を対象とした個人情報の取扱いに関する研修会を実施する。
- ・要配慮者等の個人情報の保護と情報の共有化の意義について啓発する。

【事業】

事業名 〔所管課〕	22. 個人情報適正活用支援 〔地域支えあい課〕						
事業概要	地域活動を行うにあたっての個人情報の収集・管理の留意点等をわかりやすく記載したリーフレットを作成し、地域活動の担い手に配布します。これにより、地域活動の担い手が、個人情報を適切に管理しつつ、適正に活用することができるよう、支援します。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
リーフレットの 作成等	一	作成	配布	見直し	見直し 以降の 対応	見直し 以降の 対応	見直し 以降の 対応

計画の推進のために

1 地域福祉推進体制の充実

地域福祉の推進にあたっては、小域福祉圏（14地区）の核となる「地域ケア推進連絡会」で取り上げられた地域課題を「地区推進会議」で共有し、課題解決に向けた検討・提案を地域が中心となって進めていきます。

本市は、地域活動の報告・提案を受けて課題解決への支援及び政策的課題への取組みにつなげて、両者が一体となった取組みとして組織的な展開を図っていきます。

地域ケア推進連絡会（小域福祉圏14地区）：年数回

地域の問題を地域で共有し解決に向けた検討を行う場。

プラットフォームを目指して、地域のボランティア・NPO団体、障害者団体等との連携を図り、より多くの地域住民や地域福祉関係者を巻き込みながら、課題解決へ向けての活動を展開。

【構成メンバー】自治（町）会関係者、民生委員・児童委員、高齢者クラブ関係者、子ども会関係者、地域ケア相談員、高齢者サポートセンター職員、社会福祉協議会職員、市職員等

要望・提案

報告

地区推進会議：年3回程度

各地域課題の検討の場。

地域、コミュニティワーカー、社会福祉協議会、行政の役割分担を踏まえながら、振り返りシート（108ページ）をもとに、小域福祉圏（14地区）ごとの地域課題に関する進行管理・検証を行う。

【構成メンバー】地区社会福祉協議会の代表者、ボランティア協会代表者、社会福祉協議会職員、市職員、その他地域課題関係者

報告・提案

報告

市 川 市

市川市地域包括ケアシステム推進委員会：年数回

地域課題に対応する施策の検討を行う場。

関係各課相互の連携を図りながら地域課題の情報共有と対応する施策の検討を行う。

【構成部】福祉部、市民部、保健部、街づくり部、その他課題関係部

必要に応じ
 訪問・報告

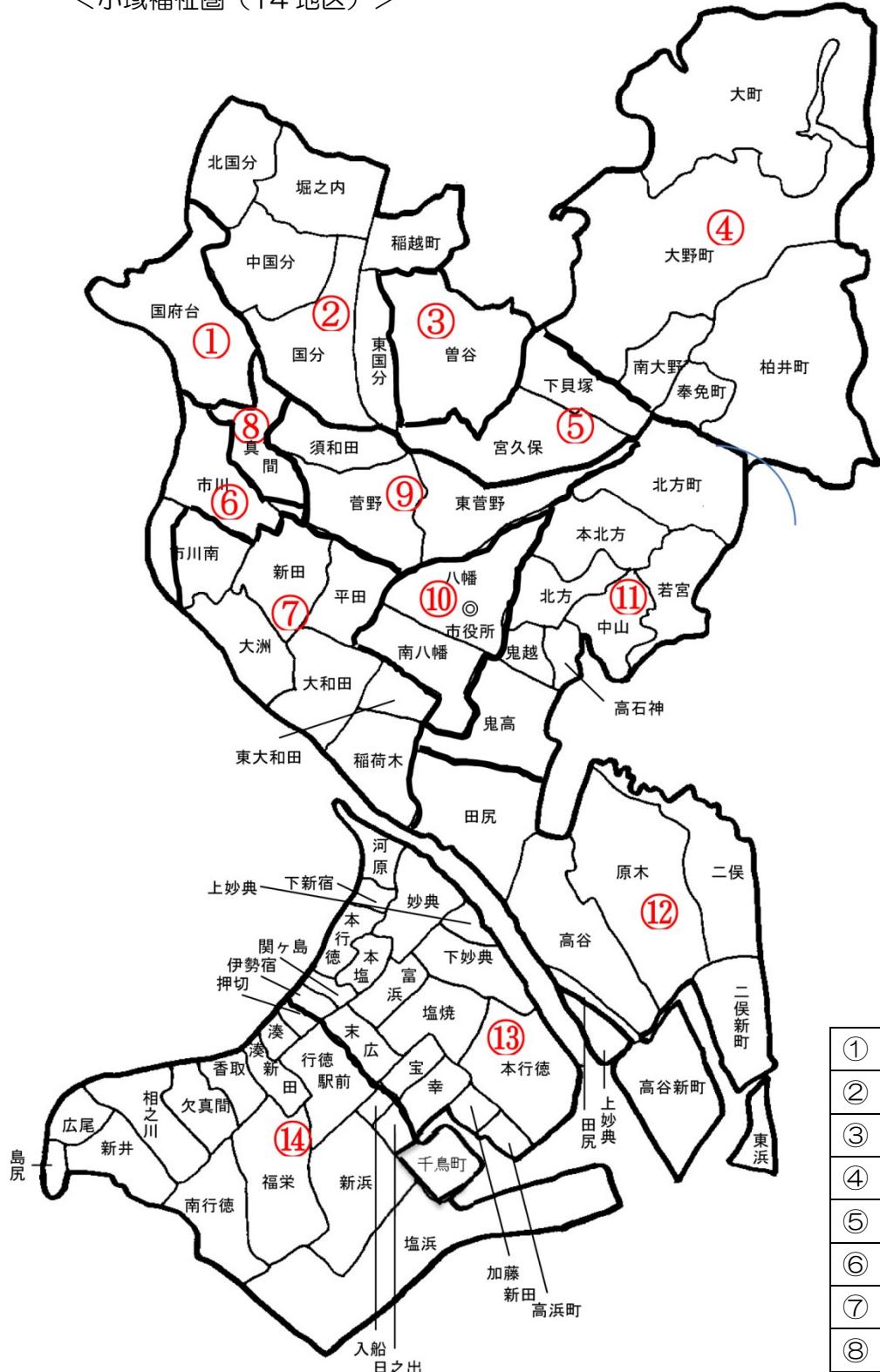
答申・意見

社会福祉審議会：年数回

**本市における地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉その他社会福祉
に関する事項について調査審議するための諮問機関。**

【構成メンバー】学識経験者、関係団体の推薦を受けた社会福祉事業・
社会福祉活動を行う者、関係行政機関の職員、公募による市民等

<小域福祉圏（14 地区）>



①	国府台地区
②	国分地区
③	曾谷地区
④	大柏地区
⑤	宮久保・下貝塚地区
⑥	市川第一地区
⑦	市川第二地区
⑧	真間地区
⑨	菅野・須和田地区
⑩	八幡地区
⑪	市川東部地区
⑫	信篠・二俣地区
⑬	行徳地区
⑭	南行徳地区

<振り返りシート>

地域、社会福祉協議会、コミュニティワーカー、行政が各地区の地域課題に関してどのように取り組んだのかを毎年度振り返るためのシートで、市川市社会福祉協議会が策定する「わかちあいプラン」との共通フォーマットです。

振り返りシート ~地区別計画に対して、「地域(地区社会福祉協議会)」「市川市社会福祉協議会」「コミュニティワーカー(社協地区担当CW、主任CW)」「行政(市川市)」の取り組み~	
(平成 年 度)	
地区別計画テーマ	キーワード
テーマ1 ~「ふれあい」や 「つながり」を育むために~ するサロン、 および 地区社会事業の拡充	テーマ・キーワードに対する 地域の取り組み
テーマ2 ~地域連携の強化 ~地図における福祉課題の把握と対応 ~	テーマ・キーワードに対する 市川市社会福祉協議会の取り組み ミニ・タイプ(カースタッフ担当CW、主任CW)の取り組み
テーマ3 ~身近な地域の支え合い~ 「お互いさま事業」の実施	テーマ・キーワードに対する 市川市社会福祉協議会の取り組み (例)「認知症」「介護」「高齢者」「虐待」「虐待防止」「虐待防止」「生活困窮」「コミケン」「防災・防犯」
テーマ4 その他	テーマ・キーワードに対する 個人情報の取扱い、 災害時における対応
地域福祉活動を進めていくうえでの社協への意見・要望・期待	
地域福祉活動を進めていくうえでの行政への意見・要望・期待	

2 計画の進行管理

地域課題に対応する施策については、市川市地域包括ケアシステム推進委員会において検討し、毎年度、地区推進会議に報告します。また、本計画全体の進捗状況については、下記のとおり2種類の指標で評価を行い、その結果を公表します。

＜アウトプット指標（施策・事業を実施したことにより生じた結果を表す指標）＞

進行管理事業ごとに、数値目標等に対する実績、課題、対応策等について、毎年度評価を行います。

＜アウトカム指標（施策・事業を実施したことにより生じた成果を表す指標）＞

進行管理事業を位置づける施策の方向ごとに、下表の内容について、

平成30年度、平成32年度、平成34年度に、それぞれ評価を行います。

施策の方向	測定方法	内容	目標
1 情報の提供	e-モニターアンケート ※施策の方向 6について、福祉サービス利用者のみを対象	必要な福祉に関する情報を得られていると思う割合	増加
2 地域における相談支援・生活支援の充実		福祉に関する相談が必要な場合にどこに相談すればいいか知っている割合	増加
4 権利擁護と見守り体制の充実		成年後見制度を知っている割合	増加
5 サービスの質の向上		福祉サービスの質に満足している割合	増加
6 福祉コミュニティの充実		地域コミュニティ（お祭り、防災訓練、公園清掃、その他地域の行事）に参加している割合	増加
7 地域における防災体制充実の推進		地域での関係づくりなど、防災体制の整備に向けた地域活動が充実していると思う割合	増加
8 ボランティア・NPO活動の推進		ボランティア・NPO活動に参加している割合	増加
11 住環境の整備		バリアフリー対応など住宅に関する不安を感じている割合	減少
13 就労と社会的自立の支援		就労支援、社会的自立の支援が充実していると思う割合	増加
15 移動の自由の確保		移動に関して不自由を感じる割合	減少
16 地域福祉に対する意識の啓発	福祉委員へのアンケート	支え合いの意識を持って地域福祉活動に参加している割合	増加
17 地域活動の担い手の確保と育成		地域活動の担い手が確保できていると思う割合	増加
18 地域資源の有効活用		地域活動の場が確保できていると思う割合	増加
19 情報共有・管理の充実		活動に必要な情報の取得方法、適切な保管・管理方法を知っている割合	増加

3 市川市社会福祉協議会との連携強化

地域福祉は、公的な責任による「公助」だけでは対応が困難であるとともに、個人の「自助」だけでも限界があることから、近隣の住民による「互助」やボランティア・NPO団体等と協働した「共助」が欠かせないものとなっています。そして、地域福祉の原点は住んでいる地域を基盤とした人間関係（地縁）であるとの考えに立つ市川市社会福祉協議会の「わかちあいプラン」では、この「互助」と「共助」に係る基本的な考え方、取組の方向性、具体的な事業を定めています。

もとより行政は互助や共助を支援していく役割を担っており、一方、社会福祉協議会は互助や共助を実践していく立場にあります。このことから、本市の「地域福祉計画」と市川市社会福祉協議会の「わかちあいプラン」は車の両輪の関係にあり、地域福祉の増進には両者が一体となった取組みが不可欠です。

第4期計画より、小域福祉圏（14 地区）ごとの地域課題に関する進行管理・検証を共通のフォーマット（「振り返りシート」、108 ページ）で行うこととするなど、「地域福祉計画」と「わかちあいプラン」は、これまで以上に連携を強化し、協力する体制を確立していきます。